

1. 令和元年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和元年12月6日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

川 尻 成 丈

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 任

岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。今回は2件の質問をさせていただきますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

まず、最初に、共有名義不動産の取り扱いということでございます。

不動産と申し上げましてもいろいろございますが、今回は特に土地ということで、土地の共有名義につきまして御質問をさせていただきます。

一般的には、こうした土地の不動産の名義におきましては、個人名義かもしくは法人名義が多くございますが、中には複数のいわゆる共有名義の不動産が見受けられます。市内におきましても、そうした名義の不動産が何件かあることと思っております。そうした共有名義の中でも夫婦とか、または親子兄弟などの親族による名義のものとか、または自治会などしっかりした組織が管理する共有名義の物件があろうかと思っております。そうしたしっかりした所有者が確定しておる名義におきましては、

将来的にも問題がないかと思われませんが、中には任意の団体とか、または任意のグループのその代表者が共有の名義になられる、またはかなり多くの人数、2人、3人じゃなくて何十人とか何百人とかといういわゆる多人数の共有名義の不動産も見受けられます。これらの不動産につきましては、所有者が代表者というようなこともあって、固定資産税の徴収にも支障を来すことがあるのではないかと懸念をいたしております。そこでお伺いをしたいと思うんですが、市内にはそういったいわゆる多人数名義の共有名義不動産がどれくらい存在するのか。また、それらの案件におきまして、いわゆる固定資産税の徴収とかまたは管理に支障を来しているものがあるのか、ないのか。まず、その点について把握をされておる数字で結構でございますが、お伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 原議員の質問にお答えさせていただきます。

土地または家屋を複数で共有する場合がございますが、地方税法第10条の2、第1項の規定により、持ち分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務、いわゆる連帯納税義務が生じていることから、共有者それぞれに持ち分に応じた課税をすることはできなくなっています。民法434条の規定によりまして、連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してもその効力を生ずるとされていることから、固定資産税の納税義務者といたしましては、共有者誰それほか何名というそういった形になっています。

現在、郡上市においてでございますけれども、土地家屋含めてでございますが、固定資産税の納税義務者としては、4万6,093人みえますが、そのうち2人で共有しておられる方の代表者といたしましては4,904人、3人の共有者の代表者が1,013人、4人で共有の方の代表者が355人、5人以上となりますと697人みえます。合わせますと、共有持ちという代表者といたしましては、6,975人となって、約15%を占めておるということになります。

その中で3人共有の方の氏であるとか住所、そういったことを確認させていただくと、1,013人のうちの約80%である807の方が、親子であるとか夫婦であるとか、そういった親族間の共有というふうに思われます。2人の共有になりますとさらに親族間の共有割合が高いというふうに推測はしております。

固定資産税の免税でございますけれども、地方税法351条で義務者が所有する土地家屋のそれぞれの課税標準額の合計額が、土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円に満たない場合は、固定資産税を課することができないとされておりまして、山林などの評価額の低い土地を所有している場合は課税標準額が30万円以下となっておりますので、そういった方は多くみえます。共有者が3人以上の代表者として、先ほど2,071人みえるとお答えさせていただきましたが、この共有者が

3人の場合は約50%、それから共有者が4人の場合は約60%、共有者が5人以上の場合は約80%がこの免税に該当しております。多人数ほど、そういった山林などの免税になる土地を多く持つてみえるということになります。実際に課税されている人数、代表者の人数でございますが、2,071人中784人という結果になっています。

議員がおっしゃいました滞納という形になろうかと思えますけれども、支障を来しているという人数になりますけれども、共有者が3人以上における滞納というのは現在20件ございます。滞納額としては63万900円ありますが、その中にはやはり共有者が30名以上という持ち物もございます。

原因といたしましては、共有代表者がほかの共有者に対して持ち分割合の税金の回収に当たっても、把握している住所から転居していますとか、それから相続人の納税意識が希薄で回収できないとそういった理由があるように言われております。

したがって、現在においてはそれほど多くはありませんが、既に滞納となっている案件につきましては、今後も毎年累積していくというふうを考えております。新しくこういったケースもふえてくることを危惧しているところでございますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

共有名義の不動産がかなりあるということで、今、回答をいただきました。税金のいわゆる徴収に鑑みましては20件ほどということで、今のところは少ないようでございますが、私がここで質問申し上げたいのは、こういった案件の中でも、今御答弁にございましたが、親族とか組織がしっかりしておるものにつきましては、今後も管理、または税金の徴収につきましては問題がなかろうかと思えますが、先ほど申し上げましたように、いわゆる任意団体とか任意グループとかというような、いわゆる代表者が決まっておってもその組織されるメンバーがもう不在というような状況の不動産について心配があるということで、今回の質問をさせてもらうわけでございます。

そうしたことから、いわゆる代表者の特に死亡とか、または代表者が亡くなってその相続とか、その代表者の転居または移住等によって、不在とか不明が絡んで所有者の特定も困難となってくるのが想定をされます。

そこでまた最も困難なことは、皆様方も御承知かとは思いますが、その不動産の所有権移転、いわゆる譲渡でございますが、これを行おうと思うとかなり難しいということになることでございます。現行の法律では関係する権利者、所有者というよりむしろ権利者ということになるんですが、この方々の全員の承認を得なければならないということになっておりまして、時がたてばたつほど権利を有する関係者がふえてまいります。そうなりますと全員の承諾を得ることは至難な状況となることとなります。そのため、該当する不動産は、その代表者の方は売却等の処分もできず、末代

まで管理をしていかなければならないという状況になるということが想定をされます。相続によって世代が変わっていけば変わるごとに一段と複雑になっていくというのを思うわけでございます。

また、そうした状況になりますと、固定資産を管理します地方の自治体といたしましても、税の徴収とかまたは不動産の管理体制に困難が予想されるということで、ここで提案でございますが、内閣府が推進をしております地方分権改革の一環でございます提案募集に委ねることについて提案をするものであります。今申し上げましたこれらの案件は、郡上市だけのことではございません。全国的に該当するものなので、いわゆる郡上市特有の案件ではございませんので、内閣府の提案募集要項には該当をいたさないかもしれませんが、こうした不動産の解消のため、内閣府の地方分権改革事業への提案を行って、内閣府において関係省庁と協議をされ、得策が見出されるよう御努力をいただくことについて伺いをするものでございます。

この内閣府の地方分権改革の提案募集方式については、2番議員が東京の関係部署へ出向かれまして、いろいろと勉強もされ、来年1月に内閣府より郡上市へ勉強会に出向かれるということを知っております。したがって、ぜひその機会にこの案件についての相談がしていただきたいということで質問をお願いを申し上げますところでございます。

実はでございますが、私にとりまして、幸か不幸か、この案件につきましては、法務大臣の諮問機関であります法制審議会の内部部会で、所有者不明土地の解消のための立法化に向けました準備段階での協議がなされ、来年の秋には法案が提出をされるような準備が行われておるとするのは一昨日の新聞で報道されました。私にとってはもうちょっと遅く報道してほしかったぐらいのことなんですけど、質問を考えておるときには、そうしたことにつきまして不勉強で承知しておりませんでしたので、この質問を今、長々と申し上げさせていただきます。そういうことから、中央政府でこうした審議がなされているということを知りましたので、今申し上げましたことは無駄足になるかとは思いますが、確認とだめ押しの意味も持ちまして、地方の自治体としてもこういうことは将来的には大変なんで、しっかりお願いをするということとその勉強会の折にお話し合いがしていただきたいということを思いまして、この質問とさせていただきますが、当局のお考えをよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） お答えさせていただきます。

現在の不動産登記法では、登記名義人になることができるのは、個人と法人に限定されています。任意団体など法人格を持たない団体名義による登記は認められていないため、従来から構成員全員の名義として登記が行われています。

多人数の共有名義でございますけども、戦前からの集落や任意団体で保有する不動産が多く、相続に伴う登記が行われていないため、議員がおっしゃるとおり、相続人が多数に上ることにより、

戸籍調査などの相続人の特定に多くの時間を費やすこととなったり、所在不明による相続人の特定が困難な場合もございます。このような不動産の所有権移転登記には、相続財産管理制度や不在者財産管理制度をそれぞれ活用し、所有権移転を行うことができますが、不在者であることの確認でありますとか、財産管理人の選任に1年以上の期間が必要ということになっています。

まず、この相続財産管理制度と申しますのは、民法第951条から959条によりまして、所有者が死亡しその方に相続人がいないことが明らかでない場合や、相続人全員が相続放棄をして相続する者がいない場合に、家庭裁判所が選任した相続財産管理人が相続財産を管理するというものでございます。

もう一つの不在者財産管理制度というものは、民法第25条から29条によりまして、不在者に財産の管理人がない場合に家庭裁判所が選任した不在者財産管理人が財産を管理するというものでございます。

登記制度の改正につきましては、平成3年の地方自治法の改正により、皆さんがよく御存じの認可地縁団体制度が導入されております。認可地縁団体が不動産登記の登記名義人になることができる制度が創設されたということでございます。

最近では、平成27年4月の地方自治法の改正によりまして、認可地縁団体が所有することになった多人数共有名義から認可地縁団体名義への所有権移転登記につきまして、従来、共有名義人が死亡の場合に相続人全員の関与が必要となっておりますが、市町村長が一定の手続を経て証明書を発行することにより、相続人の関与なしで認可地縁団体単独での所有権移転ができる特例なども創設されています。

そういった反面でございますけれども、一般的な多人数の共有名義の所有権移転登記は以前のままでございまして、名義人の死亡の場合、相続人全員の関与が必要となるということで、議員が御心配されていることがここにあります。

それで法務省では、相続登記の未了に伴います所有者不明土地の問題を解消するために、平成29年10月から、登記制度や土地所有権の課題について検討されております。それが先ほど議員がおっしゃいました、令和2年度までに不動産登記法と民法の制度改正を行う方針が示されたということでございます。その基本方針といたしましては、相続登記の義務化、土地所有権の放棄、それから遺産分割の期限制限、民法の共有制度の見直し、民法の財産管理制度の見直し、民法の相隣関係規定の見直し、この相隣というのは「あいとなり」と書きまして、隣り合った土地の間の法的関係という相隣関係規定の見直しとなっています。中でも共有制度の見直しにつきましては、不明共有者に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意を得ることにより土地の利用を可能にする法案等の案が今示されているところでございました。先ほど議員もおっしゃられました、一昨日の報道新聞でございますが、課税逃れや管理費用を国に転嫁するなどのモラル・ハザードを招きかねないと

ということで、民法で認められていない土地所有権の放棄というものが一定の条件のもとに個人に限って認められるということでございますとか、被相続人が亡くなった際に相続登記の申請を義務づけることなどが、中間思案の原案として今まとめられたところでございます。議員がおっしゃいます、その内閣府が行っている地方分権改革に関する提案募集の提案とか相談につきましては、この法務省における令和2年度の詳細な制度改革案を見定めた上で検討をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。私も不勉強で、そうした審議がなされておることを承知しておりませんでしたので、この質問を申し上げましたが、今答弁にございましたように、来年秋の状況を踏まえましてしっかりとまた対処していただければありがたいということで、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。郡上市消防団のあり方と消火設備の点検ということでございます。

通告では、地域消防団と明記しておりましたが、郡上市消防団ということでよろしくお願いいたしますと思います。

御承知のように、少子高齢化と人口減少から、消防団員の入団者が減少し、団員全体の減少もとまらない状況と聞いております。私たち市民は、従来から地域に密着されております地域の消防団になじみが深く、その団員減少による消防力の低下は、私たち市民にとって深刻なことでございます。団員の確保に当たっては、現在、いろいろと対策を講じて頑張っておられますので、今後も粘り強くしっかりと努力をいただくことをよろしくお願いいたしますと思います。

そこで、私は、団員減少に鑑みまして、現在の消防団組織の編成内容の見直しが必要ではないかということをおもうわけでございます。現代は、消防機器の性能も向上をし、迅速にかつ広範囲に活動することが可能であると思われまます。そこでお伺いをしたいんですが、現在の消防団の組織編成をもう少し広い範囲にしてはと思います。

現在、市の消防団の組織は旧の町村単位に7つの方面隊がございまして、その方面隊の中に分団が35組織、部が85組織ございます。このうちの85の部は自治会単位になっているようでございますが、この自治会単位の部を自治会を越えての範囲をカバーすることはできないかと考えておるところでございます。団員の皆様には大変かもしれませんが、団員不足で特に苦勞されております年末の警戒とか、または各種訓練、競技大会などについても、少しは解消できるのではないかとおもうわけでございます。内部では検討を始められているようだと思いましたが、分団の部と編成を見直し、団員不足による消防力の維持の対策を検討されたいと思いますが、当局の状況をお伺い

いたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、まず最初に、消防団の今の団員数についてお話をさせていただきます。

市の団員定数は1,920名で、令和元年10月1日現在の実団員数、これは基本団員が1,759名、災害等支援団員が148名の計1,907名であります。

充足率としましては、99%となります。これは岐阜県の充足率92.9%を上回っています。

また、女性消防団員ですけど、これは基本団員になりますけど20名、これは4月1日現在ですけども、20名というような状況であります。

団員の確保が難しい現状等を踏まえて、これまでに平成17年12月からは、先ほど申しました女性消防団員の確保を始めました。

次に、平成21年4月からは、災害等支援団員制度をつくり、基本団員を補助するような形で団員確保に努めております。

それから平成23年4月からは、方面隊隣接地区の火災に対する応援出場体制をとりました。これは、今までは方面隊ごとの各地区ごとに火災出場を시켰たんですけど、隣接地区については、お互いに協力し合って応援し合うような、2つの方面隊が出場するような体制をとらせていただきました。

このように、団員の確保対策や出動体制の充実に努めてまいりました。

また、平成26年4月1日には、八幡方面隊の5分団2部、これは小那比・野々倉になりますけども、この小那比・野々倉地内の4地区を2地区へ統廃合をいたしました。和良方面隊では、全体で15あった部を9部に統廃合をしました。

しかし、現状では引き続き基本団員の確保が困難なため、元消防団員を初めとする、先ほど申しましたように、災害等支援団員、これを確保して何とか団員数を確保しておるような状況です。この災害等支援団員の割合は増加傾向であります。

また、災害時には、安全確保の面から3名以上で出場するよう徹底されています。しかし、部の中には基本団員が5名以下というところが5地区あります。郡上市全体ですけど、災害等支援団員の支援があるとしても、昼間に起きる災害出場で3名を確保することは難しい地区もあります。昨年7月の豪雨災害を受けて、方面隊の検討課題を協議していろいろとしていただいたんですけど、その中で部の統廃合についても協議をしていただきました。ただ、孤立地区の対応を、部の統廃合が必要なところで災害時に孤立するような地区もあるものですから、そういったところの対応とか、高齢化やなり手不足による団員確保が困難な地域などについて、引き続き協議をお願いしているところです。

今後も、消防団だけではなく、自治会ともよく協議しながら、部の統廃合など消防団のあり方について、継続して検討を進めていくことが必要であると考えています。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。今、消防長のお話でしたが、99%充足しておるということでございましたので安心をいたしました。この人口減少問題は今後も続くと思定をされますので、いずれにしましても、団員確保につきましては、よろしくお願いをしたいというのと支援団員の充足も図っていただきまして、しっかりと地域を守っていただくようによろしくお願いをいたしたいと思ひます。

それでは、次に、市内に設置をされております消火設備で、その中の消火栓、または防火水槽についてお伺いをいたしたいと思ひます。

市内には消火活動のための消火栓が約3,600カ所、防火水槽が約760カ所設置をされまして、防火のために、また万一の火災発生時のための備えとして万全に整備されております。

火災は、何もかもが燃えてしまう恐ろしい災害でございます。有事の際にはこうした消火設備が威力を発揮することとなります。

しかし、有事の際に、その整備不良とか、または使用方法が不明ということで作動しない、しっかりと間に合わないということがあってはなりません。

そこで、これら消火栓とか防火水槽の点検は、どのように行われておるのか。また、特にこれ消火栓の関係なんですが、地域住民を対象としました消火栓の使用訓練について、どのような対策が講じられているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。よろしくお願いをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 消防長 桑原正明君。

○消防長(桑原正明君) それでは、消火栓や防火水槽の点検等についてお答えをいたします。

市内には、平成31年4月1日現在で、先ほど議員が申されたように、公設消火栓が3,599基、防火水槽の40立方メートル以上が559基、40立方メートル未満が199基設置してあります。

点検については、消防団が春と秋の演習の後やその他の活動に合わせて、年2回から3回実施しています。

また、点検による不良箇所の修繕や新設・移設等は、市が維持管理に努めています。

防火水槽の清掃として、水抜き後に泥の排出を行っているところもあります。

積雪時の消火栓等の確保については、12月に各地域で開催される方面隊の会議で徹底をされます。また、自治会において、積極的に消火栓等の除雪に協力をいただいている地区もあります。

今後も、災害時に有効に使用できるよう、消防団の皆さんの御協力を得ながら、しっかりと機能維持に努めていきたいと考えております。

次に、地域住民の消火栓の取り扱い訓練についてですが、毎年実施しております郡上市総合防災訓練で地域の自治会単位の防災訓練として消火栓の取り扱い訓練を実施している自治会もあります。この場合は消防団員から取り扱いの指導を受けています。

また、消防団の演習に自主防災会が参加をする形で、初期消火訓練として消火栓からの放水を実施している自治会もあります。

消防署に指導依頼のあった防火講習としては、今年度、10件ありました。その中で消火栓取り扱い訓練を実施した自治会は4件でした。

地域で減災のための具体的な行動について、地域の災害リスクを理解していただき、食料の備蓄等による事前の備え、これを行うとともに、機会を利用して避難訓練等に参加していただき、消防団による指導を受けていただいて、適切な行動がとれるよう準備をしておくことが必要であると考えております。

また、災害発生時には、近所の人と助け合う自助・共助による被害軽減のためにも、消防団と自治会の連携体制が強化できるように働きかけていきたいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。今御答弁にもありましたように、特に消火栓の問題でございますが、消火栓につきましては、いわゆる有事の際に居合わせた住民の方々に初期消火をしていただく重要な設備でないかと思うわけでございます。消防団員の皆さんが到着する前に、少しでも早く住民の方々に協力し合って、消火栓を使って初期消火に当たるというのが理想でないかと思うわけでございます。

また、この消火栓につきましては、水圧が強いと高齢者の方とか、また女性の方、振られるということがあるということで、消火栓は水圧を落とすためのホースも細くなっておるということで住民の方々も使いやすくなっておるはずでございます。そうしたことから、特に住民の皆さん方に使用方法がわかっていたいておらないと、せっかく住民の皆さんがそばに居合わせても、消防団員が来るまで消火栓の使い方がわからないということでは残念かと思しますので、こうした質問を申し上げましたが、自治会等へも消防署から呼びかけまして、そして消火栓の使用については、広く住民の皆さん方に承知をしていただくような対策を今後もとっていただければありがたいということをお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

以上で、私の2つの質問は終了をさせていただきます。

詳細な答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) ちょっと待ってください。消防長、訂正があるそうです。

○消防長(桑原正明君) 大変申しわけありません。先ほど団員の組織の関係で災害時には安全確保

の面から3名以上出場するというをお伝えしましたが、その中で基本団員が5名以下のところが、私、5班というふうにお伝えしたようですけども、これ9地区、9班、9地区の間違いですので、こういうところが9地区あるということで訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

(「支援団体は含まれておらない」と3番議員の声あり)

○議長(兼山悌孝君) 消防長。

○消防長(桑原正明君) これは基本団員の数ですので、支援団員は含まれておりません。

○3番(原喜与美君) それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) おはようございます。通告に従いまして、ただいま議長より許可いただきましたので、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日の5番議員の質問の中で、一番今回重要と思っておりました点につきまして、けさの新聞に市長の力強い、プラごみゼロ宣言を来年度中に1年以内に行うという言葉が載っております、これだとすることはなくなったな、ここで「ありがとうございました」、そう言って席へ戻るかなと思うようなことでございますけれども、一応、通告どおり質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、今回1点のみで、ごみの分別と環境浄化という点につきましての質問でございますが、現在の市におけるごみの収集、その状況とここ数年の推移はいかがなものかという点についてお聞きをしたいと思っておりますが、先日、この質問をちょうどつくりよるときにネットから開いたんですけれども、「郡上市の燃えるごみ減量への御協力をお願いします。更新日、2015年2月2日。」かなり前でございまして、そのときの状況が23年、24年、25年と3カ年のクリーンセンターへの持ち込み量、また収集量等が書いてあるわけでございますが、現在、この収集、どの程度の、どの程度といえますか、どのような量のごみが出されておるのか。

また、もう1点は、その数年にわたる推移、大分、このいろいろとごみ減量化については努力をされておるようでございますので、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

また、家庭ごみと各商店から出されるごみ、袋の色も違ってというようなこともあるようでございますが、その点についての状況もお伺いをしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをします。

近年5年間に郡上クリーンセンターで扱った排出ごみの全体量は、平成26年の数値でございますが1万1,336トン、近いところの平成30年では1万1,171トンと、大体年ごとに微増とか微減を繰り返しまして、この程度の数字となっております。

家庭ごみの分別状況についてですが、ある程度適正に分別されているものの、資源ごみについては、地域格差が見られる状況でございます。

事業系の可燃ごみの直接搬入の状況でございますが、平成26年度で2,886トン、平成30年度でございますが3,026トンと微増傾向でございます。また、事業系ごみと家庭ごみの混入状況については、確認することがちょっと困難で、排出者の良心に頼っているのが現状でございます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） なかなかその減量という点について難しいのかなというふうには理解しておりますけれども、何とか事業系は直接搬入もあり、そして各商店で小さなお店というかそれでも家庭ごみでないものは同じステーションへ出すという状況になっておると思うんですが、その辺のことも難しいわけですか。袋の色が違うとかいろいろあると思うんですが。ごっちゃませ。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 事業系のごみですが、3袋まではピンクの袋に入れてステーションへ出せますが、それ以上となりますと全部直搬になります。そのピンク系のごみの中に事業系のごみと一般ごみとは、入っているということはあるかもしれませんが、そこを見分けることは困難ということでございまして、それは先ほど言いましたように、出す人の良心に頼っているということでございます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ピンクの袋に一般ごみが入るのはいいとしても、一般ごみのほうへピンクの袋に入れるごみがまざると、それはどうかということが問題と思っておるだけでございまして、ちょっとこの点については、また今後で進めて、解消に向けて進めていただけたらというふうに思います。

2点目でございますが、ごみの減量への環境教育と普及啓発への取り組みということで御質問申し上げますけれども、ことし令和元年の5月8日の産業建設常任委員会協議会の資料として、環境水道部の資料として、ことし令和元年の事業の重点基本方針として重点事業計画等をこう示されておりますが、その中でやはりここに出てきておりますのは、今も言いましたごみの減量、そして再資

源化の推進、それから普及啓発事業ということでそれぞれ進めておっていただくとおもうところであり、ますけれども、以前より郡上市において取り組まれておりました生ごみ処理機、また段ボールコンポスト、そして普通のコンポスト、堆肥容器の活用等の現状はどのようになっているのか。私も、以前、生ごみ処理機を電気屋で購入しまして、補助金がいただきましたけれども、やっておったらどうしてもその生ごみの中にスプーンなどが入って、中の機械を傷め、一度で一回でやめてしまいましたし、段ボールコンポストですと家庭の家の中に置くのがどうしても不衛生というか、そんなような気もしまして、外へ出しておくと雨に当たってさっぱり、中にウジが湧いてということでそれも途中でやめてまったような状況がございますけれども、今現在どのような状況に、この活用状況になっているのかお知らせをいただきたいと思います。

そして、また環境についての学校、また各地域でのふだんの生活の中でのその環境に対しての教育等はどのようにされているのか、その点につきましてもここで御報告いただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをします。

郡上市におけるごみ減量への取り組みは、4R運動の推進をメインとしています。1番目にリフューズ、断る、個人においては不要なものは断るということでございます。2番目にリデュース、減らす、ごみとなるものをつくらない、使わない。3番目にリユース、繰り返し使う。これは再利用するというところでございます。4番目にリサイクル、再利用、再資源化して資源循環するというところでございます。という4つの構造について、市民、業者、行政がそれぞれの役割を理解し、ともに考え行動する取り組みを行っております。

生ごみ処理機とコンポストの普及状況でございますが、平成16年の合併以降では、生ごみ処理機が644件、コンポストは216件の補助実績となっております。これに加え、段ボールコンポストの販売も行っています。段ボールコンポストですが、平成30年度の実績でございますが、箱ありが27個、箱なしが16個で、43個となっております。

次に、学校での取り組みとかのことでございますが、学校や地域の暮らしの中で環境教育の取り組みは、学校においては、郡上市の教育振興基本計画において未来を創拓する郡上学の推進の中で山と川の学習と題し、郡上の自然に親しむ、郡上の自然を次世代に継承するプログラムを、幼児、小学生、中学生を対象に実施されています。暮らしの中での取り組みは、郡上市環境団においてさまざまな環境活動を実際の中で家庭、地域、事業者ごとに住みよい郡上をみずから求める行動が多くなされておりますので、よろしくお願ひします。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） いろいろと御努力いただいておりますが、以前に燃えるごみ

1人1日に100グラム減量という何かそんなキャッチフレーズもあり、そしていろいろと呼びかけをされておったようでございます。レジ袋3枚で200グラム減量、そこんところはようわからんのですけれども、こういう呼びかけがあるようでございまして、生ごみの水切り20グラム減、そして雑の紙は資源ごみへというようなこのごみ減量の普及啓発への取り組みというようなことで呼びかけもされておるようなんですが、この点については、どのように努力をされているのかお伺いをしたいのと、一つ御提案といたしますか、介護でこう回ってみえる女性のお話をお聞きしたときに、ことしのような猛暑酷暑のとき、ひとり暮らしの女性、おばあさんです、お年寄りですけれども、生ごみを出すのにまるきり一人ですので、知れております。それで週今2回こうごみの収集に来てくれるんですけれども、その指定袋で出すと大変大きな袋で少しだけ出すというようなことで、そこに介護に来られる方もこれで出すのはもったいなというような思いをしてみえたら、そのお年寄りは冷凍庫へ入れて生ごみを保存しておいて、そしてまとまった段階で出すというようなことを、現実、この八幡地域でやってみえるお年寄りもあるということでありまして、例えば今はレジ袋をゼロにするという、市長もそういうお考えだと思いますが、そのレジ袋のかわりに極小の指定ごみの袋、よその地域ではこれやっておるところがありまして、きのう出ておりました神奈川県の鎌倉市等では極小の指定袋をつくって、それでひとり住まいの人は毎回出せるように便宜を図っているというようなところが事実でございますので、そんなところが今後において進めていただけたら、本当に今、独居老人等多い状況ですので、大変この点については喜ばれるのではないかと。今どの程度、要望があるからやる、要望がないからやらないのでなしに、先を見越したそういう取り組みも大いに必要でないかなというふうに思いますけれども、この辺についてはちょっと積極的に取り組みをお願いをしたいと思いますが、まず部長、ちょっと答弁のほうをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをいたします。

ごみ減量化の言われました施策のキャッチフレーズ等の取り組みにつきましては、平成18年の郡上クリーンセンター供用開始時にごみの減量の推進のための周知啓発に使用した経緯があります。

近年は、4R運動を中心に、個々の行動を求めて啓発を行っております。具体例としましては、生ごみの水切りの徹底による減量、生ごみの堆肥化による資源循環、マイバッグの持参によるレジ袋等の不使用など、一人一人が日常的に実践できる取り組みの積み重ねがごみの減量につながるものだと考えております。

また、数値の公表についてですが、郡上広報の環境水道だよりに定期的に掲載をしておりますので、その辺をよろしく申し上げます。

それと今言われました極小のごみ袋をつくったらどうかという質問だったと思うんでございますが、今、今後のその需要の状況とか調査等により検討していくということで一応今考えております

ので、よろしく申し上げます。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 検討、行政の使う言葉で検討というと何もしないという意味にもとれるわけでございますので、本当に真剣に取り組むのほうをお願いをしたいと思いますのですが、よろしく願いをいたしまして、次へ移らせていただきます。

プラの資源ごみ、焼却への変更はということで、今月初めに、環境水道部には随分派手なチラシが回ってきてまして、令和2年4月1日からごみの出し方が変わります。プラスチック製容器包装ごみは可燃ごみとして出してくださいということで、全て焼却へ回すということなんですけれども、これまで本当に長い間といいますか、市民が本当に資源化、そして分別収集ということでいろんな団体が講習を開いたり取り組みを進めてきていただいていたところでもありますけれども、今突然ここへ来て、全て燃やいてまうんやということになりましたけれども、経費的な経費といいますか、それを業者に持ち出してもらうに金がかかるというようなこともあります。まずその、そういうふうには再利用からエネルギーを得るほうへの再利用といえはそれまでですけれども、こうして燃やしてしまうということへの変更についてのお考えをお伺いしたいと思います。でないこれ、ややもすると市民が、行政が例えばこういうことをやりましょうと行ってうちでは言っておいても、またそのうちいずれ変更されてもとどおりになるんやわみたいなことに思われてしまうと、これ本当に金銭によってマイナス効果が生まれては市民生活への大変な裏切り行為にもなると思いますが、ひとつ、その辺についてのわかりやすい御説明をお願いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをいたします。

議員御質問のように、来年の4月1日からペットボトル、白色トレイと一部容器類を除いたプラスチック製の包装容器を可燃ごみとして分別して排出していただく予定としており、先ほど申されました12月の郡上市広報で折り込みのチラシで周知いたしました。

今回の変更に至りました経緯といたしましては、高齢化社会への対応及び市民からの要望、ごみ処理経費の削減などのさまざまな問題や要望を総合的に検討し、郡上市における持続可能な一般廃棄物の処理の観点から、廃棄物減量等推進審議会において御審議をいただき、変更に至ったものでございます。議員御指摘の、市民の皆様がこれまでに築かれた分別意識の低下の懸念につきましても、検討会の中で意見が出されましたが、分別する手間、作業自体は何も変わるものではないです。家庭から排出していただくときに入れる袋を変えていただくものとなります。もちろん収集日にも可燃ごみの収集日に出していただいておりますので、資源ごみの日に出していただいたものの一部を可燃ごみとして出していただくということになりますので、分別意識の低下につながる影

響は多くはないと考えますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) ちょっと思い出してもらいたいんですが、自分はたばこを今吸いませんけれども、その分別するときに見本としてやったのが、たばこ一つ持ってきて、その上のテープ、最初にめくるそれも分別してプラのごみですよ、吸い終わった箱に関しては開いて透明の紙と包み紙と紙と中の銀紙と、そのように細かく分別してみんなで取り組みましょう、そうやってやったのを、今そんな手間はないなんてそんなのとんでもない話であって、これからそうすると住民全て燃えるほうのごみへ、ペットボトルでもちょっと中が汚れていたらそんなにぶち込めばいいわけやし、そうでなしにやはりこれまで努力したことに対してもう少し気遣い、ただ単に最初からこういうふうですよ、燃やしたほうが経費も助かるし、そしてそんな意見も出てきておるでというふうで取り組むでなしに、やはりもう少し、もう一步踏み込んだ何かが必要なのでないかと。市民がこれまでやったことはどうやったんやろうという気にもなりますので、今後においてもまたお考えいただく必要もあるのでないかなと思います、これを熱エネルギーにかえてと言われればそうなんです、そこんところは納得しますけれども、ただ経費だけの問題ではないやろうと。市民のこれまでの努力を計算で出してしまうのはどうかなというふうに思いますので、また今後においていろんな、これ本当に行政の今後の方針へのいろんなことで影響は出てくると思いますので、よくまたこの辺についてはお考えいただきたいというふうに思います。

もうここで終わっていてもいいような、海洋汚染防止に市民のできることでということを出しておりますけれども、実はきょうのけさの新聞を見ると、市長の言われておる、まずプラごみは地球環境にとってとても大きな影響の大きなものであるということですが、きのう山川議員言われたように、ポスター使って言われましたけれども、鯨の目の涙でなしに、鮎の目から涙を流してくれというようなことも出ておりましたけれども、今実際もう既に人間の体内からもマイクロプラスチックは見つかっておる状況でありまして、この空気中にも十分これが飛び交っておるというような状況でありますので、いかにマイクロプラスチックをなくする、そのもととなるプラスチックごみを海へ流さないか、海へ流れる前には当然川ということもあります。きのうの山川議員がほとんどやられましたのでいいですけども、今時間ありますのでちょっと深くやりますが、先日の11月10日、微少プラ1平方メートルに6万個という新聞記事、皆さんお読みになったと思います。それでもう一ついきますと、これは日本近海の微少プラのホットスポット、河川から流出ということで、北九州大学の磯部という先生が日本近海のマイクロプラスチックの平均の密度、1立方メートル当たり3.74個ある。それで世界平均が平均の27倍ということは今日本近海では出ているそうです。これ、大体日本近海、中国や韓国などアジア諸国から出たプラスチックごみが海流で運ばれて

くる間に劣化して細かく砕かれて流れ着いたと考えられていたところでありますけれども、東京理科大学の二瓶教授が荒川や最上川、利根川など全国の29河川を2015年から調べたところ、平均密度が3.23個で日本近海のとほぼ同じ量が出ておったと。そして人口密度の高い都市部ほど高い数値をあらわしている。町なかにあるプラスチックごみの一部が雨水などで一緒に排水溝に流れ込み、河川を經由して海に流れ込んでいるものと見られるという、これは海外からの影響だけでなしに、この国内でもこういうような状況が出ておるようなところでありますけれども、そんなような状況が今本当に身近な問題として大きく問題になっております。大雨の降った後、台風の後などに吉田川、長良川を見ても、木にビニールシートがひっかかっておったり、いろんなプラごみが流れてきてひっかかっておる状況であります。この伊勢湾にも、これは伊勢湾のちょうど鳥羽の答志島の記事でありますけれども、三重、愛知、岐阜各県などから年間約1万2,000トンのごみが流入し、多くが海流などで奈佐の浜に流れ着くとされ、奈佐の浜では定期的清掃活動が実施されているが、漂流するごみの回収には追いついていないというような状況がすぐ伊勢湾で起きておるようなところがあります。この世界農業遺産として認定もされている清流長良川、きのうは鮎を守れということでありましたけれども、その鮎を誇るこの町として、しかも郡上は長良川の最上流部でもあります。また海のない県でもありますので、より一層、この海洋汚染防止に動くべきではないかというふうに思いますけれども、この点につきまして、市長、どのようにお考えでしょうか。きのうの力強いごみゼロ宣言にも増すような御発言がいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日、御答弁を申し上げましたが、このプラスチックごみによる海洋汚染を初めとした地球環境の汚染というのは、非常に考えれば考えるほど深刻な問題であるということだというふうに思います。よく、森は海の恋人であり、その両者をつなぐ川というのも非常に大切なものだということを言われておりますが、その川がその深刻な汚染物質を運ぶ道になってしまっただけとはいけないというふうに思います。そういう意味で清流長良川とあるいは清流の環境条例を持っております郡上市としましては、そうした河川を通じて媒介をしながら最終的には海洋汚染につながるようなものをつくるそのプラスチックごみというものを、いわゆる環境の中へごみとして排出してしまっただけでは、これまた申しわけないことだというふうにも思います。そういったことでこの問題について、郡上市民がいま一度しっかり認識をした上で取り組む必要があるとの思いから、きのうはあのような答弁をさせていただいたところでございます。

この問題は、一つはよく言われておりますように、プラスチックごみというものを環境に出さないということは、プラスチックというものの製品をやはりリデュース、できるだけ少なくする。それは例えば、今はプラスチックでつくっているものを例えば植物性の材料に置きかえると。卑近な例でいいますと、プラスチックのストローを例えば木をうまく加工したものでストローをつくれば、

そういうプラスチック製品をどんどん使って排出をして汚染をするという循環を断てるわけですから、そういったこと。あるいはまた、先ほど来お話がございましたレジ袋というようなものをできるだけ使わないように、エコバッグ、マイバッグによる買い物とか、本当に地道なことから、そしてまた何よりも郡上市民にとって、これは郡上市民だけではないんですけども、観光で多くの方が訪れられて、ポイ捨てをされるとかというところもあるわけですけども、この町の環境の中、あるいは多くの釣り客が訪れられます河川であったり、あるいはまたスキー場であったり、またスキーの行き帰りの道路の両側へのポイ捨てであったりとか、あるいはまた昨日も申し上げましたが、農業とかといったようなことについても、多くのプラスチック資材を使います。そうしたものをきちんと管理をして廃棄物の処分に、あるいは再利用にとか、というような形でしっかり管理下のコントロール下に置いた中で使っていくということが非常に大切だろうというふうに思います。そしてできる限り使わないようにすると、使わなくても済むようなそういう社会をつくっていくということが必要ではないかというふうに思います。そのために、これは多くの市民の皆さん、あるいは郡上市へ観光等、スキーとか訪れてこられる方の御協力も得なければいけません。あるいは事業者の御協力も得なければいけません。そうしたみんなの総意でもって、この上流域である郡上市が、自治体としての取り組みもしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。ただ、きのうの御質問でも申し上げましたように、行政なりが一片の紙で宣言をするというだけではいけないので、その基底にあるのはやっぱり市民の皆さんのしっかりこうした問題に対する学習であり、そしてその学習に基づいてそういう深い理解に基づいてそれを行動に結びつけるといったこと、そういう思いの結晶したものと宣言というようなことが必要だろうというふうに思っておりますので、これから、昨日も申し上げたような方向で真剣に力強く取り組んでまいりたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。今、プラスチック製のストロー等という話が出て、市長言われましたけれども、もう既に鎌倉市や葉山市等では、ペットボトルに入った飲料水すら自販機で売らないと販売禁止というようなところまでの取り組みもされておるところであります。どうか宣言されるのであるならば、当然宣言はしていただくかなくてはなりませんけれども、議会で提案しました、みんなでやрмаいか条例、それにのっとったような市民全てを巻き込んで、一緒になってこのプラごみゼロ、海洋汚染ゼロに向けての取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時ちょうどを予定します。

(午前10時43分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、全員おそろいでございますので、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前10時57分)

◇ 古川文雄君

○議長（兼山悌孝君） 11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 議長さんより、発言のお許しをいただきましたので、今回は2点について質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

1点目でございますが、来年度の予算編成の方針、重点、予算規模、主要事業についてでございます。

来年度予算編成に向けまして、各部署におかれまして市民の皆様方の意向をもとに、大変財政の厳しい中、調整に取り組んでいただいていることと思いますが、来年度の予算編成の重点方針と予算規模はどのようにお考えでしょうか。

あわせて、来年度取り組まれます主要事業の方向性については、具体的にはどのようにお考えでしょうか。

また、交付税の見込み額と起債の借り入れ予定見込み額はどのようにお考えでしょうか。

9月議会で要望いたしました小中学校のトイレの環境整備につきまして、市長さんからは来年度整備を進めていきたいと答弁をいただいておりますが、来年度の事業実施に対応方向はいかがでしょうか。市長さんは、3期12年にわたられまして、市勢への発展のために、財政の健全化、子育て支援等を中心に格別の御尽力をいただきまして、心より感謝をいたしておるところでございます。3期12年目を迎えられ、総括されます中で、来年度予算に反映させる事業はどのようにお考えでしょうか。

また、来年度の市政への事業の推進につきまして、市長さん御自身の立場を含め、どのような体制で取り組まれるお考えでしょうか。

1点目の御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 古川議員の御質問に対してお答えを申し上げたいというふうに思います。

来年度の予算編成方針につきましては、昨日、副市長のほうから山田議員さんの御質問に対して、主として観光政策ということをございましたけれども、その前提としての全般的な来年度の予算編成方針について、あるいは留意点について、説明をしてもらったところをございます。それとやや重複をいたしますけれども、来年度の予算編成方針におきましては、第2次の郡上市総合計画、あるいは今進めております郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略、こうしたものを基礎に置きながら、その目標として掲げております産業振興、雇用の充実、あるいは環境保全、防災、社会基盤の整備、それから子育て環境、医療及び健康福祉の充実、教育、文化、人づくり対策、それから交流移住の推進、自治、まちづくりと、こういった政策の柱に沿って課題に対応できるように的確な予算を組んでまいりたいというふうに思っております。その中でも引き続き、観光立市郡上の推進、あるいは人づくり、雇用対策、それから人口減少の克服、あるいは地方創生と、こういったことに特に重点を置いて予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

予算規模についてでありますけれども、その予算規模の前提となります財源面においては、現時点では国の地方財政計画というのを示されておられません。8月時点での総務省の概算要求の基礎として、来年度の地方財政収支の試算といえますか、仮算定のようなものは行われておまして、そういうものに基づいて地方交付税の額であるとか、地方債の額であるとか、国全般のマクロの数字でありますけれども、そんなものが示されておるところをございますけれども、一般的にいいますと、そういう意味で地方交付税やあるいは今回税率が引き上げになりました地方消費税、こうしたものの交付金、こうしたものが来年度はどの程度見込めるかというようなことが、やや若干、不透明な点をございます。

また、これまで特にこの3年ほど積極的な予算を計上してきましたけれども、その際に基金の取り崩しによる一般財源の補充ということをしてまいりましたが、こうしたことは限界に近づいているということもございまして、来年度の予算編成に当たっての一般財源の総枠というものは相当厳しいものがあるというふうに覚悟をいたしております。

一方、今年度、いわば予算的には最終年度として進めてまいりました積翠園の改修であるとか、高鷲の吠高原広場の第1グラウンドの改修であるとか、あるいは短歌の里交流館「よぶこどり」の整備、あるいは郡上八幡まちなみ交流館整備などのそういった諸施設、あるいは郡上八幡北町の無電柱化事業とか、あるいは大島の工業団地の造成に伴う周辺の道路の整備と、こうしたかなり多額の経費を要する大規模な事業も来年度は予算計上的には終了をするだろうというふうに思っております。一部繰り越しというような形での執行はあろうかと思っておりますけれども、大体そうしたものは、そうした系統の事業は小さくなるというふうに思っております。

そういう中で、来年度の主要事業につきましては、ただいま申し上げましたような予算編成方針

重点に基づきまして、それをしっかり政策として効果のあるものを推し進めていくような、そうした継続的な取り組みといたして予算編成をしたいと思いますが、観光立市郡上の推進、あるいはこれからの郡上市を支える人づくりにつながる人材育成、雇用創出等、ソフトの事業、ソフトの重要施策を実のあるものとしてしっかり予算編成をしまいたいというふうに思っております。

ハードの事業といたしましては、現在進めております情報基盤の整備化、光ケーブル化でございますね、これが来年度は最終年度を迎えるだろうというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、来年度はしっかり大きなハードものというものは一巡をしたような感じを思っております、ソフト事業というようなものをしっかり予算化をして進めていきたいというふうに思っております。

一方、財源面でありますけれども、ただいま申し上げましたけれども、今、国のほうの地方交付税は、夏の段階での要求では、総務省の要求でありますけれども、これは約、令和元年度よりも6,000億円多い、総額16.8兆円の出口ベースでの計画がなされておりますが、これですと全国の地方交付税が4%ぐらい伸びるということでもありますので、その影響は好影響は郡上市の地方交付税の見込みにも影響はしてくるだろうと思いますが、ここへ来て少し雲行きが怪しくなりました、今の米中の貿易摩擦であるとかいろんなことから、日本の令和元年度の国税収入が少し1兆円から2兆円ぐらい減収になるというような話がございまして。そういうものの中で、当然今年度の国税の収入が当初の見込みより少なくなるということは、その発射台が低くなりますので、来年度の国税収入においてもかなり影響してくるとそういう形になりますと、今、総務省のほうで夏の段階で要求をした地方交付税額が確保できるかどうかということが、年末の総務大臣と財務大臣の大詰めの折衝の一つの焦点になっているという報道がございまして。そうした中でその来年度の地方交付税、そうした夏の計画どおりいけば、ことしの大体算定額どおりとほぼ同水準の確保ができるんじゃないかと思っておりますけれども、少し予断を許さない状態でございまして。

そういう中で交付税額が減ることになりますと、ただ一方では、地方財政はこれから幼保教育の無償化に対する地方の負担額であったり、あるいは会計年度職員の人件費の増であったり、さまざまな、あるいは福祉一般の地方負担の増であったりという、地方財政全体としてはかなりボリュームがふえるだろうと、所要額としてですね、ということも言われておりますので、そうなりますと、今縮みかけた臨時財政対策債を今の夏の段階よりは少し多く見込まなければいけないんじゃないかというようなことも言われているところでございまして。来年度の私ども郡上市のいわゆる予算を編成する際にも、この地方交付税の落ち着きは一つの大きな要素であろうかというふうに思っているところでございまして。

また、一方、ただいま申し上げました市債、借金のほうでありますけれども、御承知のように、合併特例債等が完全に終結をしておりますので、私どもとしては、でき得る限り、交付税措置のあ

る緊急防災・減災事業債、あるいは緊急自然災害防止事業債、あるいは策定を今予定しております計画に基づきます公共施設適正管理推進事業債とこうした交付税措置のある、できるだけ有利なものもしっかり確保していきたいというふうに思っておりますけれども、そうしたいいわゆる通常、その他、辺地債、過疎債もありますけれども、そうしたものを含めて、あるいはそれから臨時財政対策債、あるいは災害復旧事業債といったものもございしますが、そんなものを適正に計上してまいりたいというふうに思っております。市債全体としては20数億円と、ことしよりもかなり減ったものになっているのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、具体的な編成の中身の中で、小中学校のトイレの問題がございました。今、小中学校のトイレで特に洋式化ということ、この前も古川議員は御指摘をされたわけですが、今、市内の小中学校はおおむね各階において男女ともに洋式のトイレを一つずつという最低限の基準は、平成30年度でおおむね完了をいたしております。私ども、次の令和2年度から、小中学校のトイレの整備、なかんずく洋式化でありますけれども、これについては、災害時等において避難施設にもなる体育館のトイレをできるだけ速やかに必要な分を洋式化をしてまいりたいというふうに思っております。避難所になりますと、当然、その学校の児童生徒だけでなく、なかなか普通の和式のトイレが使いたいが高齢者とか、そういった方々がこの避難施設へおいでになるわけですから、できるだけそういうことも考えてトイレの整備を進めていきたいというふうに思っております。

小中学校のトイレだけでなく、その他も、観光立市郡上を進めておりますので、でき得る限り必要などころにはトイレの整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、来年度の予算での事業の方向性ということですが、ただいま申し上げましたように、観光立市郡上の推進であるとか、人づくり、雇用対策、人口減少克服、地方創生、そうしたものを具現化するための予算というようなものもしっかり予算化をしていきたいというふうに思っております。特に、郡上市観光連盟のDMO化でございますね、そうしたこと、あるいは今進めております郡上市のスポーツコミッションの設立事業等、そうしたスポーツツーリズムを後押しする事業、あるいは今、来年度は第3期プロジェクトが開始になりますけれども、郡上カンパニーの事業等についても予算化をしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。今はまだ私のところで具体的に予算査定をしておりませんので、詳細についてはこの程度にさせていただきたいと思いますが、予算の財源の確保し得る範囲の中で、そして後年度の財政運営ということもしっかり考えた中で予算編成をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、ただいま御質問のございました3期12年間の振り返って、あるいは3期目を振り返って、来年度の予算、あるいは取り組み体制と申しますか、そういったことについてどう考えているのかと、こういうことでございます。

3期12年間の振り返りにつきましては、9月議会で清水議員の御質問に対する答弁で、いろいろ

財政の健全化であるとか、必要な施設の整備等取り組んできたというお話を申し上げました。そういう中で、今振り返ってみても、ただいま申し上げましたような、人口減少はやんでおりません。そういうものに対する対応、それから、人手不足等における郡上の地域経済を振興していくこと、あるいは、懸案となっております公共施設の管理計画に基づいて、いよいよ本格的に来年度からは、そうした問題の実行に向けて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういうものの大きなものが、小中学校の適正なあり方に基づく再編成というようなことであろうかというふうに思っておりますが、あるいはまた、ただいま申し上げましたように、大変厳しい財政環境の中に入ってまいりますので、来年度からの迎える時期を、これまでとは違った、これまで一定の合併特例債とか合併算定替えとかというようなことによって、いわば合併市町村として特別措置をされていたという時代から、完全に抜けて、新しい次元への財政運営へ入っていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

そうした中で、これまで取り組んできた方向、方針は、しっかり間違っていなかったと思っておりますので、しっかり取り組んでいかなければいけないと思っておりますけれども、そうした取り組みを停滞なく取り組んでいくためには、私としては、清水議員の御質問以来、熟慮に熟慮を重ねてまいりましたけれども、現行の郡上市のトップマネジメント体制を維持して、来年度からの市政の推進に当たりたいと考えるに至っております。これまでやってこれたことも、議会の皆様との信頼関係、あるいは、市民の皆様の温かいお支えがあっただけでございますが、もし引き続き市民の皆様の御理解等がいただけるものであるならば、そしてまた、議会の御理解もいただけるようであれば、引き続き全力をもって次の段階へ進みたいというふうに考えているところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 市長さんから財政の大変厳しい状況の中で、新年度におきます積極的な取り組みにつきまして、細部にわたりましてお話をいただきましてありがとうございます。来年度予算編成に向けまして、それぞれの地域からの要望事項にできるだけ対処をいただきまして、地域バランスのとれた長年の要望事項を掲げていただきまして、市民の皆様が喜んでいただけるような予算配分・計上をお願い申し上げます。

あわせて、ただいまは来年度の市政の事業を推進される中で、市長さんの4期目に向けまして、財政の大変厳しい中、熟慮の上、熟慮された上で英断をされまして、4期目を決意されたことを、とても喜ばしく思っております。

今後、郡上市にはまだまだ多くの課題がありますが、市民の安全安心と郡上市の発展のために、市長様には健康に御留意をいただきまして、大いに活躍されますことを御期待申し上げまして、

1点目の質問を終わります。

2点目でございますけども、美並地域自主運行バスの充実と要望についてでございます。

美並地域協議会におきまして、75歳以上の高齢者を対象に、日ごろの暮らしの中で、買い物、通院、金融機関の手続の中での移動手段の実態アンケート調査が実施されまして、その意向を取りまとめられまして、10月の中旬に地域協議会から市長さんに、バス運行の充実に向けた提言が行われたと聞いております。

現在、美並巡回バスのバス運行は、4路線で週2日と便数も少なく、利用者の方々からは、バスの便数の少なさや、自宅からバス停までが遠い等、多くの課題があると聞いております。美並地域協議会がバス利用者の意向を取りまとめられまして、要望・提案内容の中で、今後のバス運行の基本的な方策の1点目としまして、デマンドタクシーの導入が望まれております。デマンドタクシーは、利便性も考えると大変有効であることから、導入を強く要望いたしますが、いかがお考えでしょうか。

デマンドタクシーは、経費など課題も多いと思いますが、デマンドタクシー導入が難しいとすれば、提言にもありますが、バスの目的を買い物と病院などに特化した目的別のバス運行をしてはいかがでしょうか。まずは、現在のバス運行は29人乗りで、平成24年に導入されておりまして、約10年を迎えようとしております。ぜひともこの機会にバス車両を小型化にいただきまして、10人乗り、もしくは14人乗りのバス2台が導入が望まれておりますが、いかがお考えでしょうか。

バス運行の検討とあわせまして、高齢者が利用しやすいバス停の設置と、停留所のない地区に新規の設置が望まれておりますが、いかがお考えでしょうか。

美並町の交通方法は長良川鉄道しかなく、今後、高齢化の進行とともに、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの老人の方々が大変増加しておりまして、今後、買い物難民、通院難民の方々が増加することが予想されまして、バス運行のさらなる充実が望まれます。

今後、地域としましては、高齢者の方が免許を返納しても、安心して病院・買い物に行ける町を目標に、バスの運行の充実が望まれます。

美並地域協議会からバス運行の提言が行われておりますことは、先ほど申し上げましたけれども、あわせまして、今年度の身体障害者協会郡上支部長さんからも、バスの運行充実と要望が行われまして、7月にも市長さんから回答をされておるところでございます。先日の市長さんとのふれあい懇談会の席上におきまして、身体障害者支部長さんからも同様にバス運行の充実が要望されたところであります。今後、早期にバスの運行の課題を解決するため、バス運行の見直しと運行便数の増加によりまして、高齢者や障がい者の利用しやすいバスの運行の充実が望まれます。ぜひとも現状の課題を解決いただきまして、来春から要望事項の充実、増便が望まれますが、いかがお考えでしょうか。2点目の御答弁お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

美並地域協議会では、数年前から高齢者の移動手段の確保対策としまして、公共交通の課題を取り上げられ、先進地の視察や高齢者へのアンケート調査、また、美並巡回バス利用者のニーズ調査などを行いまして、さまざまな角度から検討をされた後、本年10月に市長へ提案書を御提出いただいております。これら地域協議会の皆様のお取り組みに対しましては、感謝を申し上げたいと思います。

現在は、本提案を受けまして、企画課と美並振興事務所が公共交通の課題の解決に向けた検討を行っているところでございます。

まず、デマンドタクシーについてですが、全国的にもデマンド交通につきましてはニーズが高まっておりまして、多くの地域で導入されております。一口にデマンド交通といいましても、タクシーのような区域運行から、決まったダイヤを予約によって運行する限定的なものまで、さまざまな運行形態がございます。地理的な条件に見合った手法を導入しなければ、重くのしかかる運行コストなどの問題が発生するおそれがございます。御提案の中におきましても、運行に莫大な経費がかかるということと、経費に見合う利用者が見込めないこと、美並地域の地理的条件から運行効率が悪いこと、あるいは、美並地域にタクシー事業者がないこと、こういったことをデマンドタクシー実施の課題として上げられております。

その上で、少しでもデマンド化ができないかということを考えられ、目的を買い物と通院に特化した目的別のバスを運行する、また、登録制・予約制にする、車両を小型化し台数をふやすという3点を目指す方向とされております。

この御提案をもとにした市内のタクシー事業者との協議におきましては、デマンドタクシー用に職員を張りつけなければならないため、一定数のドライバーを確保しなければならないことや、美並地域にドライバーの待機場所や運行の指示の拠点となる営業所がない点など、課題も多く、デマンドタクシーの導入という点につきましては、難しいのではないかというふうに、現段階では判断しております。

次に、目的別のルート運行と車両の小型化についてですが、御提案では、利用者へのアンケート結果をもとに、おおむね通院と買物を目的として運行ダイヤの編成案が示されています。また、利用者の登録制度や予約運行、車両の小型化と2台による運行といったことも御提案をいただいております。

先に、車両の小型化と2台による運行についてお答えをいたします。

現行の美並巡回バスは、平成24年9月に導入した29人乗りのマイクロバスであります。現在の利用人数からは車両をもてあます状況であり、小回りのきく車両へ移行するためにも、有効に活用

しながら更新時期を前倒しして、次年度においての小型化を考えたいというふうに思っています。

また、2台運行という点につきましては、運行区域を考えますと、複数台での運行が必要であると考えますが、車両については、美並地域に10人乗りワゴンタイプのスクールバスがありますので、これを空いた時間に美並～美濃線に共用することはできないか、また、美並～八幡線におきましては、八幡町小那比地区を発着としている予約型の乗り合いタクシーがございますので、これを美並地域の交通拠点であるさつき苑に迂回できないかというようなことも、運行経費や効率性などを含めて検討しなければならないと思っております。

また、目的別の運行につきましては、空いた時間のスクールバスを活用するなど、車両の運行台数を複数台にすることによりまして、運行する便数をふやせることができるため、美並町内の路線につきましては、小型化した1台の車両でも、目的別運行は実施可能な一つの案だと考えております。

しかし、八幡町への便、美濃市への便については、路線距離があって、往復に相当な時間を要することから、仮に現地で待機する運行形態とする場合には、1便に複数の目的を持って運行したほうが、効率的で利便性が高まるのではないかとというふうに考えられますので、目的別の路線設定については、これからよく検討をしながら進めていきたいと思っております。

次に、バス停の増設ですが、現在、円山地区にはバス停がございませんので、車両の小型化とあわせて、運行ルートを見直す際に増設をしたいというふうに思っております。

なお、国道156号以外の運行ルートでは、フリー乗降を取り入れておりますので、バス停まで行かなくとも、運行ルート上で手を挙げていただければ乗車できる仕組みとなっておりますので、こういったことも今後周知をしていきたいと思っております。

このように、まだ御提案をいただいてから間もないことから、検討の途中ではありますが、車両の小型化など必要なものについては、来年度予算への要望を進めております。車両の導入時期やスクールバスの運行調整などを含め、できるだけ早期に美並地域における公共交通の課題解決に取り組んでまいります。この見直しにあわせ、少しでも多くの方に美並巡回バスを御利用いただきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 市長公室長さんから細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

美並地域の交通手段は、巡回バスと長良川鉄道しかなく、またタクシーもなく、交通面では大変厳しい地域であります。今後、外出したくても外出できない方もふえていくことが予想されまして、

高齢者の方々の心の面、健康面においても課題であると思います。先ほども申し上げておりますが、地域協議会からの提案・要望事項と、身体障害者協会からの方々からも巡回バスの充実に向けて強い要望があります。バスの運行充実に向けまして、今のうちに手を打っていただかないといけない状況にあると思っております。美並巡回バスの現状を踏まえていただきまして、早急にバス運行の充実が望まれますが、総括的に、市長さん、いかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 美並地域の公共交通の問題につきましては、ただいまいろいろ御指摘をいただきました。また、市長公室長のほうから考え方を述べさせていただきました。

お話にもございましたように、過日、美並地域におけるふれあい懇談会でも、身体障害者協会の皆様方から本当に切実なそうした声をいただきました。何とかしなければいけないということを強く感じたところでございます。

美並地域は、美並という地域の中での交通とともに、買い物であるとか、医療であるとかということが、八幡町に近いほうは、北部の方はこちらの八幡のほうへいらっしゃる、あるいは、南部のほうは美濃市、関市というようなところに交通需要があるということで、方向が分散をして、そこを結ぶのはかなり長距離であるという、ちょっと地域交通としても、またなかなか難しいところであるというふうに認識をしております。こういう中で、少しでもそうした高齢者やお体の不自由な方を初めとして、公共交通に頼らなければならない人のために、現状を改善していくことは急務であるというふうに思っております。

先ほど市長公室長が申し上げたようなことを念頭に置きながら、来年度の実施に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、こうした取り組みにつきましては、ほかの地域で行われている福祉の関係からの福祉有償運送であるとか、そのほか、地域の方が輸送を担っていただくというようなことも、可能性としてないかどうかというようなことも検討する必要があるかというふうに思います。

先日も、郡上市の自治会の皆様方が兵庫県の豊岡市へ視察に行かれて、向こうでのそうした地域の公共輸送を確保する仕組み等を見てこられたようでございますが、いろんな先進地の事例等も参考にしながら、行政も、そして地域の皆さんも、ともにこうした問題に取り組んでいければいいというふうに思っておりますので、来年度に向けて、できることはしっかりやってまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして力強い御答弁されましてありがとうございます。来春に向けまして、美並巡回バスの充実・実現に向けまして御配慮を賜りまして、高齢者の皆様があ

心して生活ができますことをお願い申し上げまして、2点目の質問を終わります。

以上、私の2点の質問に対しまして、細部にわたり御答弁いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎発言の取消

○議長（兼山悌孝君） それでは、森議員より発言を求められておりますので、許可します。

○7番（森 喜人君） 質問でちょっと不適切な発言がありましたので、省略をさせていただきたいということでもあります。

命を救うトリアージというこの質問で、少し誤解を招く発言がありましたので、その部分を削減させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） ちょっとどの部分にあるんでしょう。お願ひします。

○7番（森 喜人君） 「トリアージ」という言葉は、災害のときに使う言葉であるという話をしました。それで、郡上市にとってそういった状況はもちろんだということなんだと思いましたが、

_____その部分について削減をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） それでは、昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

(午前11時37分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

大きなテーマは、今後の財政運営と市民の皆さんの納得についてというテーマで質問させていただきます。

きのう、本日で、同僚や先輩議員の皆さんの一般質問を拝聴しておりまして、自分の質問は本当に潤いがない質問をするなどと思いながら、全部お金のことばかりの質問ですので、どうかと思っただんですが、そしたら2年前、ちょうど大体2年前に、市の監査委員に就任以来、毎晩、毎晩寝る前に郡上市はお金がないなということを思いながら寝ておりました。そのときに、ある、皆さん周

知の図なんですけれども、この普通交付税、臨時財政対策債の発行可能額の推移という、こういったグラフを拝見しまして、これを見て、議員の皆さんには資料を配付しているんですけども、これを見て自分なりに感じたことがありました。

恐らく、これを見て、これはどういう図かと申しますと、まあ簡単に言えば、これ普通交付税と臨時財政対策債発行額可能額の推移ということですが、まあ簡単に言えば、郡上市に国から自由に使えるお金がどのぐらい入ってくるかという図なんですけれども、この図を見て私がはっと思ったことは、市長も私も平成20年から、私は議会に、市長は市長として就任されまして、そこからずっと務めているわけなんですけれども、恐らく、これからの郡上市にとっても、最も国から「自由にお金を使っていいよ」と言われる時期に私は議員をやらせていただいたんだなということを感じました。それは、同時に自分なりににも一定の責任というものを感じることがありまして、今回の質問をしようという思った経緯ですので、よろしくお願いをいたします。

お金がないということをお申しましたけれども、先ほども市長がおっしゃっていましたが、今の、これまでの郡上市の財政の問題と、これからの郡上市の財政の問題というのは、先ほど市長は「次元が違う」というお話をされましたけど、私もちょうど「ステージが違う」というような表現を用意しておりまして、また別の局面がこれから迎えてくるんだろうというふうに、私も認識しています。

つまり、第1ステージは、市長が就任されて以来、大きな問題の1つに実質公債費比率というものがございまして、郡上市の場合は、県の許可がないと起債を自由に発行できないというような起債許可団体に、実質公債費比率が高いため陥ったということがございます。

実質公債費比率というのは、これも簡単に言いますと、予算のうちで、一般会計の予算のうちでどれほど借金の返済にお金を回さなくちゃいけないかという数字ですけれども、これを何とか減少させるために、市長はストックである市債の減少に努められてきました。それが、この図であります。この赤い折れ線グラフが、まさに、平成20年から市長は就任されましたけれども、順調に市債を減らしてきたと。これに伴って、実質公債費比率も、郡上市は今の県内で高いほうから3番目ぐらいだと思いますけれども、まあまだまだ高いですけれども起債許可団体には脱したというのが、この第1ステージの財政の課題だったというふうに、私なりに分析をしております。

ただ、これからは第2ステージの財政の課題を迎えるというふうに認識をしています。それは何かと言いますと、一言で言えば、歳入の減少だというふうに思います。

先ほども合併特例債のお話もありましたけれども、一本算定化される、普通交付税がされまして、これからさらに人口減少により普通交付税も減少していくというようなことで、これから歳入が減少していくことに対してどうやって対応していくかという部分が、第2ステージの郡上市の財政運営の課題だというふうに認識をしています。

その中で、市としては、中期財政試算という今後の歳入歳出の見込みの計画を立てられておりますけれども、私も、これも携帯に入れて、その図を写真に写して、これから郡上市はこうなっていくかということを見ながら生活をしているんですが、その中期財政試算によると、令和元年度、今年度の歳入の見込みが280億7,000万円というふうになっております。先ほども市長から御発言ありましたけれども、まだ国のほうの地方財政計画が出されておきませんので、大まかな数字になると思いますけれども、今、令和元年度の歳入見込みが280億7,000万円に対して、令和5年度の歳入見込みは246億円ということになっております。つまり、この5年間で市の歳入が42億円減るといふ、そういった試算が郡上市は計算をされております。

私は、この数字は、確かに厳し目に出されている数字だと思いますが、この数字と今の市民の皆さんの感覚には少しギャップがあるような感じがいたします。市民の皆さんの感覚で言えば、市長が借金をかなり返済していただいたと。さて、これからはいよいよ積極財政に打って出るぞという感覚があるんじゃないかということを感じますが、一方で、市の職員の皆さんと接したり市の計画を見ると、すごく、そこには差があるんじゃないかということを感じております。そこで、先ほど自分なりの責任ということをお話ししましたが、責任ある態度として、しっかりと現状と論点を明らかにしたいというふうに思います。

そこで、中期財政試算について、簡単でいいので、まず担当部長にお尋ねをしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） お答えさせていただきます。

先ほど田中議員さんのほうからありましたとおり、平成18年の決算において実質公債費比率が18%であったということで、公債費負担適正化計画を策定いたしまして、そういった市債の借入額の抑制でありますとか、繰り上げ償還による公債費の負担を行ってきたと。それから、もう一つは、下水道資本費平準化債の借り入れ等によりまして、準元利償還金となる繰出金の抑制を図ってきた、こういったことから、実質公債費比率というのは、ピーク時の平成20年度の21.8%から平成30年度決算においては12.7%まで改善をしてきたということになっています。

毎年、当初予算にお示しさせていただく財政中期試算でありますが、こちらにつきましては、今年度から、令和元年度になりますけれども、普通交付税の合併算定替えや、それから合併特例債などの合併特例措置が終了したことから、財源の確保が大きな課題となってきたということでございます。

まず、議員が御指摘の公債費につきましては、これまでは減少額というのは比較的大きかったわけでございますけれども、これは、残高を繰り上げ償還等によって残高を順調に減少させてきたと

というようなこと、それから借入額を一定額に見込んで、したということがございます。

そうは言いつつ、公債費につきましては、市の今まで借りてきた公債費につきましては交付税算入が非常に有利な起債を借りてきております。その中で、合併前に借りております地域総合整備事業債という、非常に有利な起債を借りてきました。これは、償還に対して理論償還といたしまして、実際に借入金がなくとも、例えば繰り上げ償還をしても交付税算入が引き続き15年間はされてきたというものがございます。こういったものが当然、合併後15年を過ぎて、なくなってくると。こういった形で、公債費は下がってきますが、今まで入っていた交付税がこれからはなくなるという、こういった非常に大きな起債のこともございます。

それから、もう一つ、歳入の多くを占める普通交付税でございますけれども、先ほど議員のほうからもございましたが、国勢調査による人口の算定の基準というのが非常に大きいということで、例えば令和2年度、来年度、国勢調査による一層の人口の減少というのは完全に予測されておりますので、こういったことから、普通交付税が減るということでございます。例えば、今試算でございますけれども、例えば令和2年度の国勢調査が行われたことによって、令和3年度からその算定基礎によって反映してくるわけでございますが、2億円から3億円減ってくるであろうということとを予測しております。これは、国勢調査ですので、5年に一度はその金額も減ってくるであろうということでございます。

それから、市税におきましても、法人市民税の税率の変更でありますとか、固定資産税の3年に一度の評価替え、こういったことにより、例えば令和3年度にも恐らく1億円を超える減少となるであろうという見込みをしております。そういったことから、令和4年度以降も市税を初め歳入が減少していくであろうということ。

それから、現在毎年7億円ほどの繰越金を見ておりますけれども、当然、歳入が減ってくれば、この繰越金というのは7億円を下回ってくると思います。そうすると、必然的に、これはやっぱり歳出のほうを抑制していくしかないということを考えております。

「3年に一度」と申しましたけれども、また、それはまた令和6年度も固定資産税の評価替えがございまして、先ほど説明させていただいた令和7年度の国勢調査により、8年度の普通交付税も減ってくるというようなこと。それから、先ほど市長も少し触れましたが、幼児教育・保育の無償化の地方負担でありますとか、それから会計年度任用職員制度に伴う経費でありますとか、そういった歳出の面でも膨らんでくるということでございます。

こういったことから、今後も財政規模というのは減少し続けるというふうには考えています。

ただし、消費税率の引き上げに伴います地方財政全体の状況が過渡期にあるということでございます。市の歳入に大きな影響を及ぼす地方交付税でありますとか地方消費税交付金を、こういったものの今後の状況によって、財政規模というのは恐らく変動する可能性は多分にあると。それから、

郡上市におけます病院でありますとか下水道、こういった企業会計また特別会計の今後の状況によっても、繰出金の額が大幅に増加するようなことがあれば、実質公債費比率というものもまた急上昇してくるということです。

このようなことから、財政の健全化が進む一方で、歳入全体が年々減少していく見込みであることから、厳しい財政状況が引き続き続くものと、予測はしております。今後も、財政の健全化に取り組む中で、予算規模の適正化を図っていくということが必要であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 詳細に御説明いただきましたけれども、基本的には、いろんな変動要素はあるけれども、基本的には、歳入というのは減少していくのが眼前たる事実だというふうに思います。

今後、郡上市の置かれている課題は、人口は減少することも事実、お金の歳入も減少することも事実だと。人口とお金の減少の中で、どうやって市民の皆さんに幸せを感じていただける郡上市をつくっていくかということが、一番の、郡上市の大きなテーマになるんだというふうに思いますけれども、じゃあ、それでは何を削っていけばいいかというような議論になっていくというふうに思います。

その中で今、市としては、公共施設の適正配置計画というものを策定されつつありまして、まあ恐らく今年度中にはそれが出されるというふうに思っています。それは、聞くところによりますと、今後10年間の公共施設の現状のあり方について結論を出していくというようなものと聞いておりますけれども、郡上市は、市民の方1人当たりの公共施設の床面積は、建物建設でいうと東海3県の市の中では飛騨市に続いて2位というふうに聞いておりますので、歳入が減少する中で、この公共施設を圧縮していくことは必ず必要なことだというふうに思いますが、果たして、それが、この今後著しく急激に減少していく歳入の減少に対して、その公共施設の適正配置による歳出の減少がそれに追いついているかということ、はたまた疑問が、私自身は思うわけです。

そこで、適正配置計画が今後10年間の計画でつくられますけれども、それによって施設の維持費というのは今後削減できていくのか、今後の推移をどう捉えているのか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) お答えを申し上げます。

公共施設適正配置計画につきましては、施設の評価やヒアリング、検討会議での議論などを経て現在も作成中ではありますが、本定例会の期間中には一定の計画案についてお示しする予定でございます。

本計画案では、可能な限り、計画の推進による効果額等を試算することとしております。

その中で、施設の更新や維持管理に係る概算費用としましては、建て替えを含む継続や転用など建物自体を今後も継続する方針の施設が、10年の計画期間内に、試算上において、築30年を目安としている大規模改修や築60年を目安としている建て替えを迎える場合、総務省の試算ソフトに基づきまして算出した更新等の費用を計上することとしました。一方で、廃止や譲渡など、市の施設として継続しないことを方針とした施設、また方向性が未定で「検討」とした施設については、この更新等の費用は計上しないこととしました。

加えまして、「検討」とした施設も含め今後も継続する施設については、毎年、管理運営費が必要になることから、平成28年度決算をもとにした10年分の管理運営費を計上することとしました。また、廃止や譲渡など、今後の市が継続しない方針とした施設につきましても、廃止等の時期を明記できないものについては、同様に継続する間の管理運営費の計上が必要になります。これらの費用が具体的にはどの程度になるかについては試算中ではありますが、少なくとも、施設を現状で継続する間は、維持管理費用は必ず必要であります。したがって、今後10年間の維持修繕費については、計画期間内の改修などの取り組みを含め、まだ年数の経過に伴い施設が劣化することなどを考えますと、廃止や譲渡の取り組みを早期に実施しない限り、大幅な削減は見込めないと考えております。

このように、公共施設適正配置の取り組みは、短期に効果があらわれるものではなく、計画に基づく取り組みを着実に実施していくことによって、長期的には市の財政負担の軽減や平準化につながるものと捉えております。このためには、計画策定後も全庁的な推進体制と連携はもとより、市民の皆さんとも丁寧に合意形成を図りながら、可能な取り組みについては前倒しを視野に入れながら進めていかなければならない、考えております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 長期的に見れば歳出の削減はなされるけども、短期的に見たら、物件費は変わらない、もしくは大規模改修等が考えられるためふえてくる可能性もあるんじゃないかということを伺いました。

それでは、続きましてインフラ系の施設についてお伺いしますけれども、インフラ系の施設についても老朽化が進んでおりますけれども、これは建物系の今の施設と違いまして、原則、更新していく、維持更新していくのが前提になると思います。

そこで、インフラ系施設の維持改修修繕費の今後の動向についてお伺いしたいと思いますし、また今後の動向については、担当部長にお伺いします。また、近年の災害などを考慮しても、建設事業のうち、市民の皆さんの安心・安全にかかわる事業は必ず必要となってくるというふうに思いま

す。たとえ国・県の事業で行っていただけたとしても、一定規模の一般財源を継続的に確保していく必要があると考えますけれども、それかけられる財源はどのぐらいかけていくのか、そこについては市長の御見解をお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、田中議員のほうからの御質問の中での、前段の道路関係のインフラ施設の維持管理経費、そうしたものの動向といいますか見通しについて御答弁をさせていただきます。

道路を中心としたインフラの維持修繕費につきましては、その施設の老朽化等により、まず今後はかさんでくることが見込まれます。平成29年度における、その維持管理経費につきましては、除雪費を除いておりますけれども、実績としまして、決算が約5億9,000万円を維持管理経費がかかっております。その経費が、今年度、令和元年度のこちらの予算ベースでございますが、約6億9,000万円見込んでおります。こうした関係で、投資的経費の予算枠の中で、また必要なものについてできるだけ伸びを抑えるような形で執行しているのが現状でございます。

また、その中の橋梁につきましては、5年に1回の法定点検が義務づけられておりまして、平成30年度現在で点検871橋、その市道路線にございます橋梁ですが、この中で、健全度という形で判定をするんですが、健全度1から4までございます。1は何も問題ないという状況の中で、例えば健全度が4になりますと、緊急的にもう、もうすぐに措置を講じなければならないであるとか、もうその施設自身に支障が生じているという状況ですが、おかげさまで、市内の橋梁につきましては、その健全度4というものは1橋もございません。ただし、その今度3というところで、その手前なんですけど、計画的に橋梁の補修の必要があるという橋梁が、今現在で59橋あります。871橋のうち約7%がそうした計画的に修繕をしていかならんというような橋梁でございます。そうしたことから、この橋梁でありましたり、それから当然、舗装もクラックが入ってきたりとか、そういう傷みが生じてきますので、今後とも修繕箇所が増加する傾向にございます。

現在、市道の管理延長は、約1,110キロの延長を管理しております。道路の新設改良の実施でありましたり、国道・県道また広域農道であったり基幹林道等の新設、またはバイパスの整備によりまして、国や県からの市への管理移管、そうしたものもさらに管理延長が増加されることが予想されております。こうしたことに伴いまして、これにあわせて、さらに除雪経費でありましたり除草や倒木処理といった管理業務も拡大してくることから、維持管理経費の増額は避けることができないものというふう考えております。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） インフラ系の整備、そうしたものに対して、市の負担いかん、こういうことでございました。

郡上市内では、国の直轄事業あるいは県営事業というような形で種々の事業が進められております。そして、私どもは、そうした事業を郡上市の基盤整備を進めていただくために、熱心に要望しているという立場でもございます。

そういう中でありますが、現在、国の事業に対しては、県が負担金、直轄事業負担金というような形で負担をしていただきますので、国の事業に対して市が国事業負担金を出すということはございません。しかし、県の事業につきましては、種々の道路改良事業であるとか、あるいは農政の関係の例えば南部広域農道であるとか、あるいは中山間地域の農山村整備総合整備事業といったような種々のものについて、一定の決められた負担が生じてまいります。私どもは、郡上市のいろんな生活上、産業上、必要な基盤整備を片一方でお願いをする立場でありますので、そうしたものの県の事業の負担金ということについては、これは非常に優先度高く、負担をしていかなければいけないと。ただ、その各年度にどれだけ生じるかということは、県のほうで予算を組んでいただくことに対応しているというふうに思います。

先ほどから来、御指摘のあるように、全体のそうした事業、ほとんどが県営事業等の負担金も、建設事業でございますので、これまで地方債でその財源を賄っておりますが、地方債も後年度の財政負担を生じるというようなことで、市の財政運営が非常に厳しくなるというときには、県は、これだけやっても、やるがどうかと言われたときに、「いや、負担がなかなかできないので、これくらいに抑えてくれ」というようなことを言わなきゃならんということも、生じないとは限らない、いうふうには思います。しかし、こうした市の基盤整備、でき得る限り応えていくという必要があるというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) そうなんだろうと思います。市民の皆さんのニーズも高いですし、特に命のかかわる、危険にかかわる事業もありますので、そうなんだというふうに認識しますが。

それでは、なかなかインフラ系施設も切れないというか、それは必要な事業ということになってくると。建物系施設も切れないということになると、じゃあ、どうするんだということですよ。その中で、例えば上水道の事業に関しても、今後、今、水道ビジョンを策定する中ですけれども、一般会計のある程度の負担という部分も避けられない部分があるだろうと。また、下水道に関しては今、統合も進めておられまして、極めて、それによって効率的な経営がなされるとは思いますが、著しく一般会計からの繰り出しが減るといってもないんだというふうに思います。

そこで、続きまして、長良川鉄道について質問をいたします。

この昨日も出ました、質問がありましたが、10番議員さんのほうから質問がありましたけれども、施設の老朽化による歳出の増加が予想されるものに長良川鉄道がありますが、安全に運行するため

に今後どのぐらいの投資が必要なのか、また現在の運行補助、赤字補填等と合わせると市の負担額は今後どうなっていくか、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 長良川鉄道では、平成29年度に、鉄道の安全輸送の確保のために必要な維持・更新・修繕に係る費用を検討することによって今後の整備スケジュール、費用負担あるいは対応の方向性を定める基礎資料とするため、調査が行われております。

この調査の中で、現状の施設における補修や整備、更新時期、構造物等の健全度などの状況を既存資料により把握し、必要な施設の維持、更新頻度を踏まえ、今後30年間に必要となる概算費用を算出されております。その際、レールや枕木などの施設のグレードアップ更新を先行して行うケースや、詳細な構造物点検を先行して実施するケースなど、4つのケースで概算費用が算定されております。

シミュレーションしたケースごとに概算費用は異なりますけれども、30年間に要する費用としましては、約440億円から480億円とすることが見込まれております。これを1年間に換算しますと、約15億円から16億円の事業費となります。

ただ、この概算費用は、現時点で考えられる維持更新や補修、全てを行う場合の費用で計上されておりますので、実際にこのとおりに実施できるかといえば、予算の確保であったり施工体制であったりといった多くの幾つもの課題がございますので、現実的には、このとおりにいくのは難しいというふうに考えております。

一方で、長良川鉄道では、施設点検などの結果を踏まえまして、また現行の職員数で実施可能な現実的な数字としまして、毎年5年間の更新修繕計画を立てまして、これをもって国や県に補助金申請などを行っておられます。その5年間の計画では、現在は令和2年度から令和6年度の計画となりますが、この計画では、総事業費で約、5年間で26億円、1年平均では約5億2,000万円となっております。

平成27年度までは年間2億円台の事業費で推移しておりましたが、28年4月の洲原トンネル内の事故など受けまして、安全な運行に必要な更新・補修を行うこととして、平成28年度は約3億4,000万円、平成29年度は災害復旧費を除き約3億6,000万円、平成30年度も災害復旧費を除き約4億1,000万円、令和元年度は予算ベースで約4億円ということで、ここ数年は3億円から4億円程度の事業費となっていました。

しかし、令和3年度からは、昨日の市長申しましたように、列車の更新も行わなければならないということで、5年間の計画の中でも事業費が大きく増加をすることになっております。

これら事業に対しまして、国・県の補助を受け、その残りを沿線市町が負担することとしており、その約半分の51.8%を郡上市が負担することとなっておりますので、5年間の本市の負担額は約

6億5,000万円となり、1年平均では約1億3,000万円程度と試算されております。

また、長良川鉄道の経営損失につきましても、経営安定補助金として沿線市町で補助を行っておりますので、本市の補助額は過去5年間の平均で約5,400万円ほどになっております。

このことから、今後5年間において、施設整備と経営損失の補助に要する本市の負担額は約9億2,000万円で、1年平均にしますと約1億8,400万円程度となることが見込まれているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 30年間で約450億円から480億円かかると。その中で、国等の補助金を考えると大体半分ぐらい補助金出て、240億円と。その中で、郡上市は大体51%の負担ですから、その半分での莫大な今後、長良川鉄道に対する投資が安全運行をするためには必要になってくるというようなお話ですが、安全運行をするということは大前提ですので、郡上市としては、そういった投資は必要になってくるというふうに考えますが、先ほどから申し上げていますように、なかなか、非常に、物件費に関してもインフラにしても、なかなか、これから歳出が伸びていくと。さらに、長良川鉄道も歳出が、郡上市の負担が伸びていく可能性があるという中で、市長は、この現状についてどう思われるのか質問をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 長良川鉄道につきましては、安全を確保するための、いろんなレールであるとか、その他トンネル、橋梁、そうしたものの安全を確保していかなければいけない、そしてまた更新時期に来ている車両についても更新をしていかなければいけないということで、非常に大変な課題を抱えております。

そういう中で、先ほど室長が申し上げました、考えられる限りのといたしますか、最大限の修繕補修等をやっていくとすれば、これだけの金がかかるという試算もあるわけですが、一方で、郡上市のみならず、沿線市町で国・県の助成等を仰ぎながら、どれだけのことがやれるかと。そして、そのことと鉄道の安全ということのバランスといたしますか、そういうことではないかというふうに思っております。

理想のそういう補修とか何かができればいいんですけども、到底そういうわけにはいきませんので、しっかり、先ほどの実際上の整備計画であるような5カ年計画というようなものをローリングしながら、可能な限りの安全性を確保していかなければいけないというふうに思っております。

一方、経営の改善のためにも、観光列車等いろんな努力をいたしておりますが、こうしたことも努力をしてまいりたいというふうに思います。

しかし、昨日も申し上げましたように、大変大きな財政負担も強いられるということでもあります

ので、基本的には郡上市の鉄道・バス等を総合的に考えた、営業区間の問題であるとか、そういった問題に直面をせざるを得ないし、それに対して適切な判断を、市民の皆さんの御理解をいただきながらやっていく必要があるということを私は考えております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) これから30年にわたって100億円を、郡上市の100億円を超える投資をする可能性があるわけですが、それが市民の皆さん、まあ、それがあからだめということではないと思います。それを上回る公益性があれば、そして市民の皆さんが「それでもやってくれ」というような思いがあれば、それは成り立つんだと思いますけれども、その公益性がしっかりどこまであるのかという部分をしっかり、冷静に、市民の皆さんに提示をしながら、議論をしていく問題だというふうに認識をしています。

次の質問ともつながりますけれども、これからは、先ほど申し上げましたように、今までは、国からの歳入が多い中でどういうふうに借金を返済していくかという部分でありまして、その中でも相当、市の内部における経費の削減等はかなり行われてきたというふうに思いますが、これからは、直接、市民の皆さんに対して負担をお願いしたりサービスの低下を招いたり、そういったことが予測をされます。

その中で、市民の皆さんが「よし、わかった」というふうに納得をしていただくことが非常に大切ですが、その上でも、こういった、多くの皆さんにしっかり納得をしていただけるかどうかという部分に対して、疑問が生じるものや、そういったものに対してはしっかりと情報公開をしながら議論をしていく必要があるというふうに思いますが、今後、市民の皆さんに、市の方針、財政運営の方針を納得していただくためには、こういったことが必要だと市長はお考えなのかお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 市の議会選出の監査委員をこの2年ほど務めていただいて、しっかり郡上市の財政を見ておいただいていると、その上での御指摘だろうというふうに思っております。

先ほど来、御説明のあった事情については、9月議会のときに清水議員からの御質問で、この3期を振り返ってどうかと言われたときに、財政の健全化に最大限努力をしてきたと。それで実質公債費比率等も下がってきて、1つの坂を超えたと思っておるけれども、その先にはまた大きな坂があるという言い方をしました。それが、これから迎える財政の難しさであるというふうに思っております。

今回、地域懇談会を7地域でやらせていただきましたけれども、議員も出ておられましたが、各地域で、この人口と財政の問題は、この15年間の動きということを説明をさせていただきました。

そして、「これは、30年度まではこういう状態です」と。しかし、「これで楽になったとは思っておりません」ということを、必ず、どこの会場でも申し添えました。これから、この先ほどお示しになった普通交付税と臨財債の図もここに載っておりますが、「これが小さくなっていくんです」ということは申し上げてきて、そういう意味では、市民の皆さんは、これから手放して楽になるんだと、御出席いただいた市民の皆さんはそういう御理解ではなかったのではないかと感じております。

それで、御指摘のように大変厳しい、あれもやらないといけない、これもやらないといけない。片一方で、しかし財源はどうするんだと、こういう話になろうかと思えます。

そういう中で、財政に対する納得ということですけども、私は、納得ということの、幾つかのポイントはあると思いますが、その支出において真に必要なものに使われているのかとか、効果を上げているのかとか、そういう支出が公平・公正に行われているのかとか、そういった点について、きちっと説明ができなければいけないと思っておりますし、収入の面、これは、今度は収入の面では、それは市民の皆さんの負担、支出になるわけですけども、こういう面で無理な負担をお願いしてないかとか不公平・不公正なことはないかとかというような、そういったこと、そしてまた、財政運営がある一時期はいいけれども、それが長続きするのとかといったようなことについて、きちっと説明のできる財政運営をしていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

そういう意味で、納得をいただくために何をするかといえば、これは、実態をしっかりと話をし、市民の皆様にも郡上市の抱えている財政というものを直視していただいて、そして、これはみんなが、サービスを受ける立場からすれば、あれもやってほしい、これもやってほしいと。この地域もやってほしい、あの地域もやってほしいということがあると思えます。しかし、そのお金はどうするんだよという形になって、これは我慢をしておこうとか、これは財政負担を求めるということはやめようとか、そういう、やはり納得が必要だろうというふうに思っております。

どう納得を得るかというようなことでは、私はあらゆる機会に説明をしてみたいと思っておりますし、国においても、今は例えば、日本の財政を考えようとかというような形で本当にわかりやすいリーフレットなんかを用意しております。こういうものを、私ちょうど市長に就任したころは「郡上市の家計簿」というような形で何度かそうした説明をさせていただきましたが、今後とも、そうしたことも含めて、しっかり御説明をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、財政の問題は、今、現代貨幣理論に基づく、何ぼでも借金していいというような、国においてはそんな議論もありますけれども、財政の基本は、もう伝統的に、「入るを量りて出ざるを制す」、「入るを量りて出ざるをなす」と、このことに尽きるだろうと思えます。みんなが、郡上市の入りはどうなんだろうと。自分たちがこれだけ負担すればこれもふえるけどもというよう

な、そうしたことをしっかり認識をしていただいて、何を出していくかと。歳出として、支出として組んでいくかということをお互いの共有のその思いとして持っていただくことによって、納得のいく財政運営ということをしていかなければいけないと。

これは大変厳しいことでもありますけれども、私たち行政も市民の皆さんにそのようなことをお話しし、市民の皆さんもそういう形で御理解をいただく必要があると。これから、そのことはしっかりやっていかなければいけないと。この次の、先ほどおっしゃった「ステージ」あるいは「次元」に向かっては、そんな努力が必要だろうというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) もう時間がないんですが、市長の答弁はそのとおりだと思いますが、私は大切なものが抜けているんじゃないかというふうに思いました。

一番、市民の皆さんに納得していただけることは、今我慢すれば、次は必ずよくなると。未来は必ず明るい。そういうことを皆さん認識していただくことというふうにつけ加えさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、2点について。まず、1点目は学校問題、2点目は洪水ハザードマップについてということですので、よろしく願いをいたします。

学校問題といっても、学校の中で、いじめとか不登校とか体罰とか、そういったことがあるということでもあります。そのもととなりましたのは、この市のほうでつくられました郡上市教育振興基本計画、2019年度から2024年度の教育委員会で作っていただいたのをもとに質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

この冊子の中で、第2章「教育を取り巻く現状と課題」ということの2番であります「学校教育の現状と課題について」という目次があります。ここの中で、また小項目で4番の「いじめと不登校」という欄があります。ここを少し読まさせていただきます。

「平成29年度の小学校、中学校におけるいじめの認知件数は、同年に国がいじめの定義を、喧嘩やかからかいなどを含めるとしたため、認知件数は増加していますが、全国や県の結果と比較すると

少ない状況」にあります。「悪口やからかい、仲間はずれ、集団による無視」などが多くなってきておりますけれども、ここ数年は、インターネットを利用したもののいじめが増加しておるということでもあります。

やはり、いじめ問題については、我々も子どものときもありました。不登校もありました。不登校といっても、我々のころは勉強が嫌いで学校へ行きたくなかった、そういったことが多々あったんではないかなというようなことを思っております。

やはり子どもたちにいろいろ教えていかなければならない、そういう中で、基本的には、弱い者をいじめることは、人間として、絶対に、許されない。また、いじめられている子どもがいるならば子どもの立場に立って親身に指導を行う。そして、家庭、学校、地域社会においてそれぞれの立場で皆さん方が真剣に取り組んでいく。そういったことが必要かと思っております。

そういった中で、よく聞く話の一例をさせていただきます。子どもが家で家の人にいじめに遭っていることを親に相談して、親が学校の先生に相談します。学校として調査をしてもそのようないじめは見つからない。こういった話がよく新聞等に載っております。この話はどこまで行っても平行線のままであります。

このような事例があった場合、対処の仕方はどうすればいいのか。もちろん早期発見・早期対応が大切であると言われてはいますが、事例にはケースバイケースの問題もあろうかと思っております。

こういったことは解決できるのであると思っておりますけれども、こういったことを鑑みながら、いじめや不登校、体罰などの悩みについては、未然防止が大前提であるけれども、そのためには早期発見・早期対応が必須と考えますが、教育委員会また学校の取り組みについて、こういったことについてどういった考えであるか、お伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えさせていただきたいと思いますが、郡上市教育委員会としましては、議員がおっしゃいましたように、改めていじめは人として絶対に許されない行為であるという認識を持ち、未然防止や早期対応に努めなければならないと考えております。

その対策を少し御紹介させていただきますが、まずは教職員一人一人がいじめ防止対策推進法ですとか市あるいは各学校のいじめ防止基本方針について確実に理解を深めることがまずは大切であると考えております。

そして、市としましては、いじめ等により児童生徒に被害が生じるおそれがあると見込まれる場合などは市の総合教育会議ですとか郡上市いじめ問題対策会議において調査や措置を検討することとしております。

体制的にはこういう形をとっておりますけれども、さらに未然防止や早期対応のための手段としては、教育委員会が校長会や教頭会で研修を行いまして、各学校においては管理職員が職員に対していじめ防止についての研修を行っています。

具体的に申しますと、各学校にいじめ防止チェックシートというものを年3回送付いたしまして、一人一人の教職員がいじめ防止に関する理解を深めることによって学校におけるいじめ防止対策の取り組みの充実を図るようしております。

また、郡上市のいじめ対応マニュアルにも示してありますが、日ごろの児童生徒の様子、例えば給食で配膳される食事の量に変化がないとか掃除の分担に偏りがいないかなど、こういう細かいことにも目を配りまして、日常の様子から児童生徒の間で変わったことがないか、把握するように心がけをしております。

そして、学校で教員がいじめ等が疑われる事案を発見した場合は、各学校で作成しております対応フロー図に沿って組織的に報告、それから対応を行っています。難しいケースを担任一人だけで抱え込むことのないように、管理職に報告、連絡、相談を確実に行ってチームとして対応するように努めておるところであります。学校がいじめを認知した際には、市教育委員会に報告、そして市教育委員会は学校に対して指導を行い、適切な対応ができるように努めております。

次に郡上市の小中学校におきますいじめの認知件数を少し紹介させていただきたいと思いますが、平成30年度の4月から10月の間の認知件数は29件でございました。小学校が18件、中学校が11件であります。そして、本年度の同時期であるこの4月から10月までの認知件数を見ますと71件とふえております。小学校が47件、中学校が24件で、42件の増加という結果となりました。

この理由ですけれども、全国的にいじめ問題が重大になっていく中で、学校が、先ほど尾村議員さんも教育振興基本計画の中で引用されましたけれども、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を厳格に解釈して、いじめの初期段階のものやけんかなどにおいても丁寧に情報を集めて組織でいじめの認知を行うといった細やかな対応がされてきた結果と捉えております。このようにけんかなど軽微なものも含めていじめと思われるものを積極的に認知することで早期発見・早期対応に努めております。

さらに、岐阜県では、重大な案件はこれまでどおり個別に報告を要することとしつつ、本年9月からは、そういうものを除きまして、一定の期間ごとにこれまで行っていた調査方法を改めまして、各学校が市町村の教育委員会に毎月報告するようになりました。

そして、教育委員会からも、毎月、県の教育委員会、郡上でいえば美濃教育事務所になりますけれども、そこに報告するように改められたところでありまして、このことも早期発見につながりますし、先ほどの結果になっているのかなというふうに思っております。

そして、また未然防止のために一人一人の児童生徒が気軽に相談できるように、子どもたちがみ

ずから選んだ先生、マイサポーターと言っておりますけれども、そのマイサポーターに相談できるマイサポーター制度という体制もとれるようにしております。

今後もしじめの早期発見・早期対応に努めていきますけれども、今年12月に人権週間に合わせて実施する命の教育週間において児童生徒の人権意識を高めることができる取り組みを郡上市全体で行うなど、相手の立場や気持ちを考えることができる児童生徒を育成し、いじめが発生しないようにすることが大切であって、そういう学校環境の実現を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ずっときょうまでの新聞を毎朝見ております。子どもたちのことについて、いじめ等を含めて、毎日、新聞に載っております。新聞を私がコピーして持ってきておりますけれども、けさも載っておりました。きのうもおとついも。

そういったことで、本当に内容については、すごいというか、まさに我々では考えられない、そういったいじめが起きてきておる。学校においても本当に一生懸命対応していただいておりますけど、郡上市のことじゃないですけども、全国的にそういったことで子どもたちのためにお骨折りをいただいておりますけれども、まだまだこういったいじめ等々が続いておるといふか、本当に悲しいことだなと私は思っております。

どうやったらこういったことがなくなるのかなと思っていたところ、神戸市のほうで、今度は先生方が先生をいじめる、そういった事件が起きました。子どもたちに勉強を教えながら指導していただいております先生方がこういった事件を起こす、そういった世の中になってきたのかなというようにも、本当に残念でなりません。こういったことがある時代になったということは何か欠如しておるのかなということを思っております。そういったことについて教育長さんの御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 子どもたちに対して手本となるべき教員がいじめを行うことはあってはならないことだと考えます。今回の神戸市の事案は、被害教員からの相談や訴えがあった時点で解決に至らず、児童や保護者にも大きな不安を与え、また日本中を騒がす事件となったことは管理職や教育委員会の対応にも改善すべき点があると考えます。

教員のいじめ問題についての対応については、第一は教員の資質向上であります。教員には正しい倫理観や人権感覚が必要とされます。教育公務員特例法第21条にあるように教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければなりません。

ハラスメント防止などの研修については、郡上市では、岐阜県教育委員会が作成した資料を活用し、各学校で管理職が職員会や打ち合わせ等で定期的にコンプライアンス研修などを行っております。

教育委員会や管理職が行う研修のほかにも、その学校の望ましい職員集団の中で醸成される教師としての考え方や喜びなど、教師としての生き方に関する学びこそが大切であると考えます。私自身も、教員時代、憧れる先輩の姿から自分自身もこうありたいと思うことが多々ありました。

そのために各校においてベテランと若手で意図的にチームを構成するメンター制度を取り入れ、気軽に悩みやわからないことを相談できる体制づくりも進めております。

教職員が悩みや困り事を一人で抱え込むことのないよう、相談窓口も設けております。管理職または必要に応じて教育委員会の学校教育課長が教職員の悩みを聞く相談窓口であることを周知しておりますし、女性職員が男性には話しにくい場合は学校教育課の女性職員が相談窓口となるよう周知しております。

また、教育委員会としては、学校内の職員の人間関係についても把握するよう気を配り、いびつな人間関係にならないよう公正公平な人事を心がけております。

教員によるいじめは教員や学校への信頼が根本から揺らいでしまう、そういう事案です。厳正な対応とともに魅力ある教師を育てる研修プログラムに力を入れていきたいと考えております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。それぞれの立場で一生懸命やっていたいておることに頭が下がる思いであります。

今回の事件は神戸のほうで起こった事件でありますけれども、日本全国、こういったことじゃなくても起こらないとは限らない、そういったことでありますので、先生方も教える立場ということを切に思って子どもたちのために御尽力を賜ればと思っております。

私事でまことに申しわけないんですが、私はこう思っておるんですけども、今の時期だと、稲刈り、我々が子どものころは機械もありませんし、手で刈って稲架にかけた。そういったところに親子のつながりができた。また、隣の田んぼの人と隣の家族の人たちと昼御飯を田んぼへ持って行って一緒に食べた。また、そこで隣同士の付き合いができる。

そして、今の時期ですと白菜や大根を、我々の近くには清水という大きなところがありまして、そこでみんなが寄って洗い物をした。そのときは子どもたちもついて行って近くで遊んでおって、洗った白菜や大根をうちまで一緒に持ってきた覚えがあります。

我々のころはそういった時代でありましたけれども、今の子どもたちにそういうことをしようということじゃなくて、そこに心と心のつながり、そういったことが今の時代は欠如しておるのでは

ないかなというようなことを思っております。

それぞれ学校の先生方も一生懸命子どものために勉強を教えてくださいまして、親たちの育て方もそうでありまして、また地域での子どもたちの見守り、そういったことも大事なことでありますので、いろんな事件とかいじめ等を初めとして、ある世の中でありまして、私は、理性を持つ、道徳の時間とか総合学習の時間にそういったことを子どもに教えていただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

次はスクールロイヤーについてお聞きいたします。

このことについても、本当にこういったことがない時代が一番いいのかなというようなことを思いますけれども、現代社会においては子育てをする中でこういったことも必要になってきた、そういった時代かなということをおもっておりますけれども、それによってまた子どもたちをいいほうへ導いていただく、そういった手段の一つではないかなみたいなことを思っております。

学校問題の中で子どもの人権を専門とする弁護士が、いじめや不登校、体罰などの悩みについて学校や教育委員会との仲介役となる取り組みが始まっているということでもあります。

問題の中で、夏休み・冬休み明けなど学校再開が精神的な負担となっている可能性がある。その中でいじめ被害などで悩む子どもたちは長期休暇で一時的に学校から離れた後に学校生活が始まると負担を考えてしまう。また、保護者が学校や教育委員会にいろいろなことを相談したが、真剣に取り合ってもらえなかったとしたときに落胆を感じてしまう。家族だけではどうにもならず、精神的にも追い詰められた様子になるということでもあります。

いじめの問題の場合、まず保護者が解決しようとするけれども、学校との交渉がうまくいかないうち、保護者自身が疲弊し、その姿に子どももさらに傷つく、こういった事例もあるということでもあります。

こういったことを踏まえ、文科省は、学校現場でのいじめや虐待だけでなく、不登校や保護者とのトラブルなど、法的なアドバイスを行うため、スクールロイヤー、学校弁護士でありますけれども、と呼ばれる専門の弁護士を全国に約300人、各地の教育事務所などに拠点を置き、市町村教育委員会から相談を受け、来年度のスタートを目指し、準備を進めているということでもあります。

スクールロイヤーについては以前2番議員も質問いたしましたが、いよいよ来年度から本格的に始まるということではありますが、この件について市長さんの御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） いわゆるスクールロイヤーについてお答えいたします。

いじめの問題、その他いろいろな問題を、教育の問題ではありますが、法的な側面から対応するという視点も非常に大切なことだろうというふうに思います。

今回、文科省のほうでもそうしたスクールロイヤーの全国的な配置ということをして来年度の予算で

考えておられるようでございますが、役割としては、法的な側面からのいじめの予防教育といったこと、あるいは学校における法的な相談に応じるといったこと、あるいは法令に基づいて、いろいろな事件等がございますので、そうしたものに学校としてどう対応すべきかというようなことについて、これも助言であったり指導であったりということだろうと思います。確かにそういう法律の専門家というものの助けを求める、得るということは大切なことだろうというふうには思います。

郡上市としてどうするかということでありますけれども、まず郡上市には顧問弁護士という形であらゆる問題について法的な側面についていろいろと御相談したり御支援いただける方を設けております。

そうした方にまず第一義的にはお願いする必要があるというふうに思いますし、その次には、今回、例えば全国的に教育事務所単位でそういうものが設けられるとするならば、郡上市としても、問題の起こった件に応じて、あるいはいろんな予防教育等の形でそうした方の御支援をいただくということが必要だろうと思います。

なおかつ、そういうことでもそうした法律の専門家が足りないということであれば、郡上市独自でそうしたスクールロイヤーというものの委嘱や設置ということも必要かと思いますが、まずはただいま申しあげましたような第1番目、第2番目というような形での法律の専門家の支援を得るという形で考えていってはどうかというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。できることならこういった方々にお世話にならないほうが一番いいと思っております。

そういったことで、先般、我々文教民生常任委員会で郡上市の校長会の理事の方々と、意見交換というか、いろいろお話し合いをさせていただきました。もちろんスクールロイヤーについてもお話をお聞きしました。

内容については、いろいろ先生方からお話をお聞きしましたがけれども、僕は、一番大事なことは学校、子ども、社会、我々ともそうなんですけれども、いろいろコミュニケーションを図る、そういったことが一番大事なことはないかなみたいなことを思いました。まさに校長先生方はそれぞれの学校のために一生懸命やっておられる。そういったお話を聞いて、本当にいい意見交換会だったなというようなことを思っております。

それによって、また子どもたちにもいろんな話ができ、社会の人たちはこんなようなことを考えとるといような話もしていただいたかもしれませんけれども、そういったコミュニケーションをとることによって世の中はいい形で進んでいくのではないかなというようなことを思っておりますので、鋭意教育委員会としてもそういったことをその場その場でいろんな話し合いをしていく、そ

ういったことが子どもたちにとっても大事なかなみたいなことを思っておりますので、どうかよろしくお願ひしまして学校問題については終わらせていただきます。

次に洪水のハザードマップについてお伺ひいたします。

さて、ことしの台風15号、立て続けに19号など関東、東北、長野、新潟等々で幾度となく台風の影響で多くの尊い命が奪われ、未曾有の災害でありました。政府においても、台風19号について非常災害に指定し、早期の復旧を目指すということであります。

今回の災害の特徴は、河川の決壊、氾濫が多発したことと言われております。これほど多くの堤防が決壊したことは過去にはなく、台風19号で堤防が決壊した千曲川においては、水が堤防を越える越水が発生して堤防の外側が削られ、さらに水量がふえ続け、水圧が増し、決壊に至ったということであります。

こういったことを鑑み、郡上市内にはこういった堤防が今回の国交省のレベルに合っているのかわかりませんが、国は、想定される最大の雨量に合わせた洪水ハザードマップについて、最大雨量の想定は1000年に一度のレベルとして、2015年の水防法改正で数十年から100年に一度レベルの旧基準にかわるマップを作成基準といたしました。この件について質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

その中で1000年確率の確率想定マップの現状の基準に合わせた選定が済んでいるのは県内で5市町であります。郡上市の現状はどうか、お伺ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、水防法改正に伴います市の対応状況についてお答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘のとおり平成27年5月に水防法が改正されまして、従来からの河川整備において基本となる降雨を前提とした数十年から100年に一度の頻度で発生する洪水に係る浸水想定区域図に加えて、新たに想定し得る最大規模の降雨を前提とした1000年に一度程度の確率の降雨量を想定した洪水に係る浸水想定区域図を公表するということになっております。今、議員がおっしゃいました5市町に郡上市はまだ含まれておりません。

数十年から100年に一度の頻度で発生する降雨レベルというもの、これをレベル1、略してL1と言いますが、それから、1000年に一度の降雨レベル、これをレベル2、略してL2と言っております。

L1とL2の降雨量の基準ですが、河川によって異なっておりまして、長良川の場合は、100年に一度のレベルをレベル1として48時間の総雨量を366ミリと想定しておりますし、1000年に一度のL2では48時間の総雨量を667ミリと想定しております。

また、吉田川の場合は、50年に一度のレベルをL1とし、48時間の総雨量を408ミリと想定して

おりますし、1000年に一度のL2では48時間の総雨量を860ミリで想定しているということでございます。

1000年に一度のL2の洪水浸水想定区域ですが、市内では、今言いました長良川と吉田川、それに加えて曾部地川と牛道川の4つの河川が対象として指定されております。

区域といたしましては、長良川では大間見川合流付近から下流側、それから吉田川につきましては八幡中学校体育館付近から長良川合流点まで、曾部地川は居住地があります最上流付近から長良川合流点まで、牛道川につきましては阿多岐川合流点付近から長良川合流点まで、これがL2の洪水浸水想定区域となっております。

岐阜県では、平成27年の水防法の改正を受けて想定し得る最大規模の降雨レベルL2による洪水浸水想定区域図の作成を進めまして、平成30年、昨年になりますけれども、この6月に長良川と吉田川を、そして令和元年6月、ことしの6月ですが、牛道川と曾部地川を公表しています。

市といたしましては、昨年6月に公表されました長良川と吉田川につきまして、新基準である想定し得る最大規模の降雨を想定した1000年に一度レベルとこれまでの基準、河川整備において基本となる降雨を想定した数十年から100年に一度レベルのそれぞれ2種類の洪水ハザードマップを作成して、ことしの6月に対象区域に全戸配付させていただいております。

したがって、洪水浸水想定区域がある4河川中長良川と吉田川の2河川につきましては、ハザードマップを作成し、市民周知がなされている状況となっております。現在、郡上市といたしましては一部公表というふうに判断してよろしいかと思っております。

残りの牛道川と曾部地川につきましては、ことしの6月に県により洪水浸水想定区域図が公表されたところございまして、同時期に県といたしましては4河川以外の一級河川20河川についても洪水浸水想定区域図に準じた水害危険情報図というものも公表しております。

水害危険情報図というのは全国で初めて岐阜県が取り組んだ事例でございまして、市といたしましても、既に作成した地域も含め、水害危険情報図も活用した洪水ハザードマップの作成を現在検討しております。

なお、長良川と吉田川の洪水ハザードマップにつきましては、郡上市のホームページで公開しておりますし、県が公表いたしました水害危険情報図につきましては、市で印刷して主たる集会所等に掲示していただくよう、今後、自治会長会で依頼していく予定としております。

洪水ハザードマップにつきましては、あわせて避難場所や避難所も示しています。自宅が安全な場所にあるかどうかなどあらかじめ確認しておくことで、早目に避難行動をとったり、危険を回避して移動したりすることができますので、みずからの命のみずから守るために洪水ハザードマップも御活用していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。この作成については2015年までということであり、ますけれども、地球温暖化と申しますか、そういったことで、災害はいつ起こるかわからない、そういった現状であります。できれば早期につくっていただき、市民の皆さんに周知していただくのが一番いいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど部長のほうから言われましたみずからの命は自らが守るということであり、まさに私もそのとおりだと思っております。

先般も市長と語る会に大和のほうへ私も出席させていただきました。その折にも部長のほうから説明のほうを受けました。まさに市民の皆さんも真剣にお聞きになって、こういったことによって自分の命は自分で守る、そういったことを自分の心にとめながらそういった災害の時には対処していただきたい、そういったことを思っております。

これは自分のことでもありますので、行政のほうからどうのこうのということじゃなくて、自分の命は自分で守る、そういったことが一番大切でありますので、そういったことを周知されるようよろしく願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分とします。

(午後 2時19分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

今回は、ただいま15番議員のほうから専ら児童生徒の側からの問題提起や質問がございましたが、私は児童生徒に寄り添うべき教員の側からの問題として幾つか質問いたします。

教育はいろんな形で言われておりますけれども、基本的には、児童生徒、子どもたちに寄り添うことによって成立する。授業を初め、生活の指導、あるいは時にはトラブルもあるでしょう。そういうところに常に教師は寄り添っていく。面と向かうんじゃないし横に並ぶような形がいいんでしょ

うが、寄り添うということから始まっていくというふうによく言われます。

ところが、後からまたるる申し上げますが、日本の学校、特に教師の働き方を見てみると、子どもたちに寄り添えるということはとっても難しい状況にある。これはいろんな要因が考えられますが、長い勤務の時間、労働時間が長いんですが、どうしたら子どもたちに寄り添える時間が確保できるのかということを考えていかなきゃならない。これは大きな課題かと思います。

一昨年6月議会だったと思いますが、同様の質問をさせていただきました。まず、第一に長時間労働に及ぶ教員の労働の状況をどのように調査されてみえますかというふうにお尋ねしました。

あれから3年目ですが、今回も最初に、教員の出退勤の時刻は何時ごろなのか、あるいは1日あるいは1週間の労働時間、勤務の時間はどのくらいになるのか、なかなか難しいでしょうが、休憩時間はとれているのか、また持ち帰りの仕事はあるのかなのか、どれくらいあるのか、そういうことを、全部でなくても、どのように調査・把握されているのか、まず伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） それでは、まず今の把握の方法について御説明させていただきます。

平成29年6月議会において野田議員さんからの質問に対しては、当時は11月の1週間で指定して調査を行いました。また、学校訪問の折に時間外勤務簿を把握しておるということをお答えしたということでございます。

平成30年度からは、市内の全小中学校から、毎月、時間外勤務の状況を報告してもらい、教職員の勤務実態を把握するようにしております。その状況を県にも報告しています。

調査項目は、時間外の区分を、45時間未満、45時間以上80時間未満、80時間以上としております。また、80時間以上の該当者がいる場合は、具体的に、該当者の時間数、二月以上連続80時間越えのありなし、主な業務内容を報告するように指示しております。

現在、学校教育課が学校訪問をする場合に、管理職がどのような形で一人一人の出退勤を把握しているか、またそれはどう保存されているか、その記録の確認を行っております。勤務実態の把握をそうやってしておりますが、そのやり方についてはほとんどが職員が出退勤時にパソコンに入力するという方法がほとんどでございます。

それから、校長会や教頭会には出退勤を正確に管理・報告するよう繰り返し依頼しております。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ただいま調査の方法は伺ったんですが、結果はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） では、結果について御説明させていただきます。具体的な事例で述べさせていただきますと思います。

宿泊研修などが5月に集中しているんですが、その行事が終わり、比較的時間に余裕があると見られる6月の場合、昨年度、平成30年6月は小学校の時間外勤務80時間以上の職員は11名、ことしの6月は9名で2名減少しております。それから、中学校の6月は、昨年は29名、ことしは11名で18名減少しております。

それから、前期末、後期初めの繁忙期と考えております10月については、平成30年、昨年の10月で小学校の時間外勤務80時間以上の職員は15名、ことしの10月ですが、10名で5名減少しております。それから、中学校の10月ですが、昨年度は28名、ことしは12名で16名減少しております。

それから、今年度から、45時間未満、いわゆる目指す姿と言ってもいいでしょうが、45時間未満の職員数も把握しております。令和元年、今年度ですが、まだ平成31年度になっておりました4月ですが、小学校の45時間未満は97名でありました。それが6月は108名、10月は118名と徐々にふえていっております。中学校においては4月は23名でした。6月は38名、10月は43名というふうにこれも徐々にふえていっております。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 伺いますと、改善の兆しが見えていると。喜ばしいことだと思います。この調子で残業が減っていくように祈りたいと思います。

ちなみに、これは文科省の全国調査ですが、若干、紹介しながら問題点を整理したいと思います。1週間の平均の勤務時間、平均ですからこれより少ない人も多い人もあるわけですが、平均の勤務時間でいうと、若干、小学校が少なめですけども、中学で63時間という数字が出ております。これは平成28年の調査になります。1週間で63時間です。

法定では40時間ですので、大体20時間、1週間について多いということになります。全国的な調査です。そうしますと、月にすると、4週として、80時間のオーバーワークになると。これは、御承知のとおり、いわゆる過労死の危険ラインであると言われるものです。ですから、平均的に過労死ラインの教員がこれだけいるということは、大変な、いわゆる俗にいうブラックな職場ではないかというふうに思われます。

そこで、大変な過酷な労働環境というのは今に始まったわけではないんですが、もとへ戻ってみますと、1972年に公立学校の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法という法律をつくられたわけです。いわゆる給特法と言っております。

この給特法に対して、今回、国会でいろいろ議論があったわけですが、さまざまな立場から、こ

ういう給特法をなぜつくるのか、教員の現場にこれは本当に必要があるのかどうか、こういう議論がなされたわけでありませう。

その状況の前に、今の学校の現場で対応策としてどういふふうに対応されているのか、長時間労働をなくすための対応はどういふふうにされているのかといふのをまず確認したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） それでは、現在行っておる対応についてお答えさせていただきます。

主な対応でございますが、まず、各学校で最終退校時間を定めたり、あるいは、週に1回は必ず早く帰る日を設けたりするなど、時間に対する管理を、管理職が中心となって進めております。また、会議や行事の精選、それから、教室の掲示物の見直し、つまり、つくり過ぎないといふことでございます。それから、担任の過重な負担を軽減するいろいろな取り組みを、まあ学級担任だけでなくといふことですね。割り振っている業務の見直しといひましようか、そういうことをやっております。それから、そう言っても、本当に一人一人違いがあるんで、早く帰られる人と遅く残る人と。そういうことで、管理職や、それからリーダー層が、一人一人の職員の働き方、特徴が出てきますので、その人にあなたはどういふ理由で超過勤務が多いのかといふことを相談して、助言をして、そして、個々の職員が自身の働き方をセルフマネジメントして、限られた時間内で生徒のために必要なことをやっていくといふ意識を、もうとにかく一人一人につけていくといふようなこともやっております。

そういうような指導によって、先ほどのように徐々にでは改善傾向は見られるんでありますが、ただ、いかんせんまだ、議員もおっしゃる時間外80時間以上の職員もかなりおまして、これから、まだこれがちょっとキリがついたところといふか、そういう実態でございます。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） いろいろな努力を、大変な努力を、特に管理職の方は随分やっぱり気を使っでいらっしやると思ひますよね。この前、先ほど15番議員のほうからありましたように、校長先生の方々と懇談をさせていただいたときも、そういう御苦勞が伺えました。しかしながら、なかなかこれは改善されない。何とはいっても、80時間以上は何人かいらっしやるといふことですね。これはやっぱり、その背景には、やっぱり、先ほど申しました給特法といふ法律が、やっぱり私はあるんではないかと思ひます。教員といえども、やっぱり労働をしているわけですから、当然ながら労働基法が、労働基準法が適用をされるわけですが、いわゆる1日8時間以内、週40時間以内、これを超えれば割増賃金だと。払わなければならないわけですね。普通ならば、時間外労働をする場合は、これを適用されれば、当然時間外の時間をカウントしなければならないわけですね。野田勝彦がき

ようは2時間オーバーしている。それを確認しなきゃならない。ところが、この給特法は、この時間外手当を規定している第37条を適用除外とするわけですね。すなわち、教員の場合は、どれだけ残って働いても、これは時間外勤務としてはカウントされない、時間外勤務とはならないわけなんですね。当然ながら手当も出されません。そのかわり、4%の調整額は支払うと。これはよく言われるように、定額働かせ放題と、こんなふうによく言われるわけですけども、そういう意味では、部活を含めて、大変言葉は悪いですけども、遅くまで残って仕事をしているのは、個々の教員の趣味のレベルだというふうに言われることもあるわけなんです。そういうふうに言われて、早く帰れと言われても、ただ、はいと言って、指定された時間内に帰るということは、なかなかできないことなんです。それは、やっぱりあしたの授業をどうしようとか、教材研究がまだ残っていると、子どもたちの提出したいろんな作文や日記などもまだチェックしていない、見ていない。それはやっぱり残らざるを得ないという、これが教員の良心にかかわる問題なんです。ですから、なかなか早く帰れないというのは、ここに原因があるのではないかと。

そうしてみますと、どうやったら教員の長時間労働を解消できるかというのと、もう残る道は、業務の削減。今教育長がおっしゃいましたように、例えば、掲示物はできるだけ精選して、つくらんでもええものはつくらないようにしましょうよと、こういうかけ声もあるんですけども、まず、業務量を減らすことです。どうしても減らせなきゃ、もうこれは教員をふやすしかないんです。もうこれは明らかなんですけど、しかし、文科省はそういう方法は一言も言いません。何を言い出したかといいますと、給特法を改定して、1年を単位とする変形労働時間制の導入を今回強行してしまったわけです。ちょうど一昨日、参議院の本会議で、これが可決されてしまったわけです。

さて、その給特法の中に、どういうわけか、この実施に関しては、各自治体が条例を定めて実施するというふうになっています。言いかえると、自治体へ丸投げをされているわけですが、さて、投げられた郡上市はどうされるのかと。なかなか悩ましいことかと思いますが、私はこれを、ぜひともきちっと聞いておきたいと思います。給特法の改定の条例の制定について、どのように市は対応されるのかをお聞きしたいと思います。これは通告では市長となっていますが、どちらでも構いませんのでよろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

まず、その前に、現在の変形労働制については、簡単に現在の変形労働制について説明をさせていただきます。

岐阜県教育委員会は、勤務時間の割り振りの特例として、勤務時間のスライド制や、1カ月単位の中での変形労働時間制というのを取り入れております。これは、勤務時間のスライド制というのは、1日の勤務時間は7時間45分で今ございますので、始業時刻を繰り上げる、または繰り下げる

という制度で、例を言いますと、運動会の準備で朝1時間早く始業をしたので、その日の終業を1時間早くして帰ってもらうというような制度でございます。それから、変形労働時間制は、これは、割り振りが1カ月以内の期間で、忙しいときには勤務時間をふやし、その分ほかの日を減らすという制度なんでございますが、これは、例を言えば、例えば、成績処理で忙しかった第1週目、これは勤務時間を通常より2時間延ばすと。今度、第4週がちょうど夏休みに入ったので2時間早く帰るといことで、1カ月以内の中でそれを取り戻すような形、そのような形でございます。ほかにも例はございますが、また。

郡上市においては、勤務時間のスライド制については既に導入しており、小中学校で活用しております。それから、1カ月以内の変形労働時間制については、泊を伴う研修の引率を行った場合、これは宿泊研修のことでございますが、いわゆる修学旅行、東京研修だとか、それから海の研修だとか、そういう宿泊研修のときに、夜、余分に働きますので、正規の勤務時間後の4時間を勤務単位として割り振って、その1カ月という期間ですね。それで4時間を減らす日を設けるといことで、その日は早帰りをする、遅く出てくる、そういうようなことをやっております。宿泊研修以外はどうかという、これについては、管理規則の整備をすれば実施が可能でありますので、現在は、郡上市ではもう導入を検討しているというのは現状でございます。宿泊研修以外のそういう場合です。

それでは、今議員がおっしゃられた、いわゆる国会で今回可決された教員給与特別措置法、いわゆる給特法の改正案についてでございます。これにより何が変わったかという、1年間の変形労働時間制が自治体の判断で導入できるようになった。これは議員のおっしゃられるとおりです。いわゆる休日まとめどりというのが復活したわけです。これまではできなかった、例えば、4月、5月に多めに勤務時間を割り振って、それを夏休みに少なくするといった、そういうことが可能になるわけでございます。この法改正については、議員が先ほどから言われているように、働き方改革とはならないんじゃないかという声があることも事実でございます。

それについて幾つか例を挙げてみますが、例えば、現状でも長時間労働をしているので、それを追認とか助長するおそれがある。それから、1日の疲れを何カ月も後にとることはできない。あるいは、残業の実態が見えづらくなる。時間外勤務の現状報告を行っているが、その時間が数字上は減ることになるので、実態が見えにくくなるのではないかと。それから、育児・介護に必要な教職員の配慮が本当に適切になされない場合があるんじゃないかと。それから、管理簿が必要になることから、事務量がふえるんじゃないかと。それから、年休の取得についても推奨しておるのに、現状は年休をとるのもなかなか厳しい状態であるのに、夏休みに勤務時間を短くする制度よりも、もっと年休をとりやすくするための環境整備をしたほうがよいんじゃないかと。そういうような声があるのも事実でございます。

今回の休日まとめどりに当たっては、法的には、今後こういうふうな道筋で進んでいくと考えられます。まず、文科省が省令や通知を出して詳細を示します。すると、この制度を導入する場合、まず、岐阜県教育委員会が条例で定めます。市町村教育委員会、郡上市教育委員会は、県が定める条例のもとで、それぞれが教育委員会規則を定めて、実際の導入方法を決めるというような、取り入れる場合、手順になります。実は、この制度は学校全体で一律に導入するものではなく、教員一人一人の事情に応じて導入しなさい、導入することが明確化されておりますので、これを取り入れる場合は、校長がそれぞれの教員と対話して、その事情を酌み取って、そして、あなたはこうしましょうというふうにして取り入れていくというような制度でございます。

この後、お答えでございますが、この法改正により郡上市がすぐにこのまとめどりを開始することは、現在はまだ考えておりません。まず、勤務時間の割り振りについては、まず、現在やっておりますスライド制なんかや、それから、現在検討をしている1カ月以内の変形労働制、そういうものの運用について進めていって、その効果がどうであるかを検証していきたいと考えています。

1年間の変形労働制については、今後、多分全国的な動向だとか、当然弊害も出てくるかもしれませんし、有効というようなことも出てくるかもしれません。それが有効な運用方法とか、それから、そういうことを取り入れた学校の意見等の情報を集めながら、慎重に検討をしていく必要があると考えます。

市としては、昨年度、夏休みに学校閉庁日9日間というのを設けまして、先生方が年休をとりやすい環境をつくっております。今後、段階的にこれももう少しふやしてもいいと思っております。そういうことで、また、働き方改革につながる有効な取り組みというのををもっともっと集めて、まとめどりをしなくても働き方改革につながるようなことを進めてまいりたいということも思っております。

大切なことは、夏休みにまとめどりができるから、日ごろは遅くまでやってもいいという意識ではなくて、日ごろも超過勤務が少なくなり、そして、まとめどり制度で夏休みにも休日がふえて、教員がゆとりを持てるようになり、そうすると、教員っていい仕事だなということで、教員志望がふえるようになってくれるとありがたいと思っておるわけでございます。要は、一番大事なことは、教員が元気に子どもたちの前に立てるということが大事であると考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ただいまの教育長の一番最後の言葉、私は本当にそのとおりであり、全く共鳴をいたします。現在の超過されている労働が少しでも軽減されることと、そして、それでもなおかつ、かなり大変な労働をされているので、夏休みには、できりゃ、まとめどりもそれは大いに結

構であるとか、こういう方向というのは、私はいいのではないかと思います。

と同時に、郡上市としては、単独でこれを条例化することは、今は考えていないと。それも……。

(「条例は県が」と教育長の声あり)

○4番(野田勝彦君) じゃあもう一回それを、済いません。

○議長(兼山悌孝君) 教育長。

○教育長(熊田一泰君) この道筋、条例については、岐阜県教育委員会が条例を制定する、そして、郡上市教育委員会はそれを受けて規則を定めるということになっておりますので、私のほうで答弁をさせていただきます。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) わかりました。条例は県で、そして、それを受けての規則は、当面は考えていないと。先ほど申されましたように、幾つかの問題点、この変形労働時間制を取り入れることによって、幾つかの問題点が学校では当然出てくるんだと。現状の追認ではないかと。なかなかまとめどりはできないのではないかと。いろいろありましたけども、実は、大分前の話になりますが、土曜日が隔週の休みのときですね。そういう時代があったわけなんですけど、そのとき、1週おきの土曜日の労働分を、夏休みにやっぱりまとめどりというのがあったんです。きちっと働いた分をまとめてとれることは、まずなかったですね。ほとんどはどこかへ行ってまうとか、実質というのは多分とれなかったというのが、ほとんどでございます。ですから、今現に夏休みといっても、それは子どもたちが夏休みであって、教員はさまざまな仕事をしていると。そこへ割り振っても、これはどだい無理な話なんだということが出てまいります。

それから、この問題について、幾つかのやっぱり問題点を確認させていただきたいと思いますが、まず第1点ですが、そもそも教員であろうとなかろうと、変形労働時間制というのは、労働時間の削減には全く役立っていないということですね。これを取り入れることによって、労働時間は削減されません。何が削減されるかというと、賃金が削減される。すなわち、労働時間は延長しますから、その間の残業手当は出さなくてもいいわけですから。したがって、この変形制というのは、まさに使用者側の大変なメリットがあり、労働者側にはデメリットしかないと言ってもいいくらい、大変大きな問題をはらんでおります。

2つ目ですが、ちょっと余談になりますけども、ことし、私の実家のほうでは、よう熊が出てきてまして、何頭か捕獲されたんですが、熊も気の毒ですが、人間もびっくり仰天ですが。熊は、食べだめと寝だめができますよね。大変自然界のサイクルにうまく順応した生理的な機能なんですけども、幸か不幸か、人間には働きだめと休みだめはできません。今おっしゃったとおりです。

ところが、この変形制は、それを強要するわけです。働く時期には延長し、休むときにそれを振

り返えていく。働きだめ、休みだめを強いると。これは人間の生理には反することですので、したがって、この制度は非常に危険である、健康上大変危険であるということも指摘されております。

1882年かそこらに、アメリカ・シカゴの労働者が、あるスローガンを掲げてデモ行進をしましたですね。後にこれはメーデーと呼ばれるようになるんですが、そのときの労働者が掲げたスローガンがすばらしいんです。私はいつもこれを思い出しますが、「我らに8時間の労働と8時間の睡眠と8時間の自由を与えよ」。これは、私も思い出すたびに、すばらしいと思います。当時のアメリカといえども、労働時間は大体14時間ぐらいあったようです。一日の半分以上働いとったんですね。こういう状況の中で8時間労働をうたい上げたんですから、すばらしいです。

今21世紀に入って、もう20年たとうとしているんですが、社会はどうなっていますかね。ブラック企業と称する長時間不払い労働が蔓延しているという話も多々聞きますが、ただ、法律は立派に8時間労働を実現しております。だから、この法律を私は尊重をしていきたいものだと思います。

先ほど教育長もおっしゃったように、この対象者は個々の教員に個人的な、何と申しますか、対応をしていくということです。その場合、この制度を取り入れるに当たって、本来ならば、労基法が使用者と労働者が協定を結んで届け出なければならんというハードルを設けていますね。というのは、この制度がどだい非人間的であるがゆえに、そう簡単にはやっついていかんぞと、こういうことを言っているわけですが、この制度は条例でやってもいいというふうになりますから、この給特法はですね。労使協定を省いてしまっている。これは、私に言わせれば、労働基本権の侵害であろうと思います。だから、やっぱり労使協定はきちっとやるべき問題であると。

そして、最後に、恒常的な残業があるような職場には、これは導入してはならんというのがあるわけなんです。学校現場は、もう恒常的な残業ですから、そもそも変形制は入れてはならない現場なんです。そういうこともつけ加えまして、どうか郡上市においては、本当に子どもたちに寄り添える、本当に心に余裕のある、身体的にも余裕のある教員を目指して、施策を進めていっていただきたいと存じます。

若干時間は残りましたが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時02分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 山 田 忠 平

